

# 業 務 概 要

令和 3 年度版（令和 2 年度実績）

島根県立心と体の相談センター



# 目 次

<b>I センターの概要</b> . . . . .	1
1. 目的	
2. 沿革	
3. 所在地	
4. 組織・職員配置及び所管業務	
5. 令和3年度運営方針	
<b>II 令和2年度事業実績</b>	
◇身体障害者更生相談所編 . . . . .	5
1. 相談・判定業務の実績	
(1) 来所・定期相談（補装具の判定及び来所相談、電話相談を含む）	
(2) 補装具・更生医療の判定	
(3) 補装具判定事務処理及び自立支援医療（更生医療）判定事務の流れ	
2. 身体障害者手帳の交付状況 . . . . .	7
(1) 身体障害者手帳交付件数の年度別推移	
(2) 令和2年度の身体障害者手帳処理状況	
(3) 令和2年度の市町村別発行件数	
(4) 令和2年度末の所持者数	
(5) 法第15条の規定による医師の指定について	
(6) 手帳申請から発行までの流れ	
3. 市町村障がい者福祉業務担当職員研修会 . . . . .	9
◇知的障害者更生相談所編 . . . . .	11
1. 相談と判定	
(1) 相談	
(2) 判定	
2. 判定書交付	
3. 会議、研修会	
4. 療育手帳判定・手帳交付事務の流れ	
◇精神保健福祉センター編 . . . . .	13
1. 技術指導・技術援助	
(1) 事業実績	
(2) 精神保健福祉業務担当課長係長等会議	
(3) 講師の派遣	
2. 普及啓発 . . . . .	14
(1) 講演会	
(2) DVDの貸し出し	
3. 精神保健福祉相談 . . . . .	15
(1) 来所相談	
(2) 電話相談	
4. 組織育成 . . . . .	17
(1) 島根県精神保健福祉会連合会	
(2) 島根県精神保健福祉協会	
(3) 精神保健ボランティア連絡協議会	
(4) 精神当事者連絡会	
(5) 精神当事者連絡会・精神保健福祉会連合会交流会（しまねこころの交流会）	
5. 依存症対策関連事業 . . . . .	18
(1) アルコール依存症	
(2) ギャンブル等依存症	
6. 調査・研究事業 . . . . .	20
7. 自死対策推進センター事業 . . . . .	22
(1) 事業の概要	
(2) 事業の実績及び成果	
8. 自死遺族支援 . . . . .	24
(1) 「自死遺族のつどい」、「自死遺族のための相談会」の経緯	
(2) 「自死遺族のための個別相談」開催状況	
(3) 相談専用電話「自死遺族相談ダイヤル」	
(4) 自死遺族支援研修会	

9. 精神医療審査会	25
(1)精神医療審査会における審査事項	
(2)事務処理の流れ	
(3)精神医療審査会の審査状況	
10. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）の判定	27
(1)精神障害者保健福祉手帳等判定審査会	
(2)令和2年度月別承認状況	
(3)精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）事務の流れ	
◇島根県ひきこもり支援センター編	29
(1)電話相談・来所訪問相談	
(2)小集団グループ活動	
(3)ひきこもり家族教室	
(4)家族会支援	
(5)市町村等への技術支援・研修の実施	
(6)支援会議等	
(7)広報啓発	

### III 資料

1. 島根県立心と体の相談センター条例	33
2. 市町村の障がい者福祉担当窓口	34
3. 各手帳及び自立支援医療（精神通院医療）受給者証の交付状況	35
(1)身体障害者手帳	
①市町村別：等級別：年齢別身体障害者手帳所持者数	
②-1市町村別：障がい別：年齢別身体障害者手帳所持者数	
②-2市町村別：障がい別：男女別身体障害者手帳所持者数	
③障がい別・等級別・年齢別身体障害者手帳所持者数	
④身体障害者手帳所持者数・障がい別推移	
(2)自立支援医療費（精神通院医療）精神障害者保健福祉手帳	
①市町村別自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳所持者数	
②精神障害者保健福祉手帳月別承認状況	
③市町村別・年齢階層別自立支援医療（精神通院医療）受給者数	
④市町村別・年齢区分別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数	
(3)療育手帳	
①市町村別・年齢区分及び障害程度別療育手帳所持者数	
②相談・判定状況（過去5年間）	
4. 身体障害者補装具・更生医療の判定	46
(1)補装具判定業務委託医療機関	
(2)令和2年度障害別補装具・更生医療の判定状況	
(3)令和2年度市町村別判定状況	

# I センターの概要



# I センターの概要

## 1. 目 的

心と体の相談センターは、障がい者の相談支援機関として従来は障がい別に設置されていた、身体障害者福祉法に基づく「身体障害者更生相談所」、精神保健福祉法に基づく「精神保健福祉センター」及び知的障害者福祉法に基づく「知的障害者更生相談所」（各児童相談所に併設）の三機関を統合した県の行政機関です。

障がいの種別にかかわらず、自立支援のための福祉サービスの一元化とその進展をめざし、障がいのある方及び精神保健に関する相談・支援、市町村等への技術援助等を総合的に行うことを目的として、平成17年4月に設置されました。

## 2. 沿 革

（身体障害者更生相談所）

- 昭和26年9月 松江市朝日町に島根県身体障害者更生相談所設置（県立朝日更生園に併置）
- 昭和38年8月 県立身体障害者総合指導所（朝日更生園が改称）とともに松江市大輪町に移転
- 昭和63年10月 県立身体障害者授産センター（身体障害者総合指導所が改組）とともに松江市打出町に移転

（知的障害者更生相談所）

- 昭和35年7月1日 松江市朝日町に島根県精神薄弱者更生相談所設置（島根県身体障害者更生相談所に併置）
- 昭和52年4月1日 松江精神薄弱者更生相談所（中央児童相談所に付置）  
浜田精神薄弱者更生相談所（浜田児童相談所に付置）設置
- 昭和63年4月1日 出雲精神薄弱者更生相談所（出雲児童相談所に付置）  
益田精神薄弱者更生相談所（益田児童相談所に付置）設置
- 平成11年4月1日 知的障害者更生相談所に名称変更  
\*平成10年9月 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律（平成10年 法律第110号）に基づき名称変更

（精神保健福祉センター）

- 昭和53年10月1日 松江市大輪町（松江衛生合同庁舎内）に島根県立精神衛生センター設置
- 昭和63年7月19日 島根県立精神保健センターと名称変更
- 平成7年7月11日 島根県立精神保健福祉センターと名称変更

（心と体の相談センター）

- 平成17年4月1日 上記の三機関を統合し、島根県立心と体の相談センター設置（松江市東津田町 いきいきプラザ島根内）

## 3. 所 在 地

〒690-0011 島根県松江市東津田町1741番地3

いきいきプラザ島根（2階）

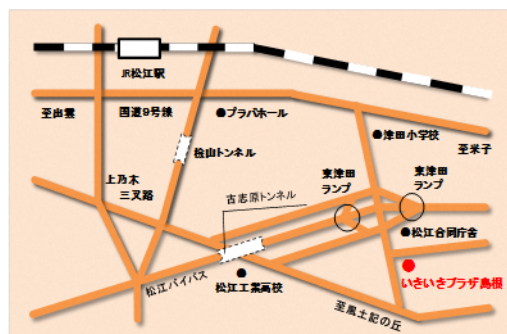
代表TEL：0852-32-5905・5908

専門相談TEL：0852-21-2045

心のダイヤル：0852-21-2885

F A X：0852-32-5924

ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/kokoro/>



松江市営バス「南循環線外回り」、「県合同庁舎行き」  
で「県合同庁舎前」停留所下車

## 4. 組織・職員配置及び所管業務

(令和3年4月1日現在)

### (1) 組織及び所管業務

**所長** 技術(医師) 1

**副所長** 事務 1

所長の補佐及び代理  
人事・サービス  
危機管理  
地域支援課長事務取扱  
精神保健福祉協会事務

**地域支援課** 事務 5、技術 1、会計年度任用職員 4

予算・会計・庶務事務  
身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付  
自立支援医療(精神通院医療)受給者証の交付  
自立支援医療(更生医療)・補装具の給付判定  
身体障害者福祉法に基づく医師の指定

**相談判定課** 技術 6、事務 1、会計年度任用職員 3

心の相談及び障がい者の保健・医療・福祉に係る専門相談  
精神医療審査会の運営  
精神保健福祉に関する市町村・保健所等への技術支援  
精神障がい者関連組織の育成支援及び団体支援  
障がいの程度及び心理的・職能的判定  
療育手帳の判定・交付  
知的障がい者の巡回相談、判定  
精神保健福祉に係る各種研修、普及啓発、調査研究  
ひきこもり支援センター業務(個別相談、少人数グループ活動、ひきこもり家族教室等)  
自死対策推進センター事業、自死遺族支援  
診療所事務

### (2) 職員等の配置状況

(職員)	所長(精神科医)	1
22名	副所長(事務職)	1
	保健師	1
	看護師	1
	心理判定員	4
	精神保健福祉士	1
	事務職	6
	会計年度任用職員	7
(嘱託医)	発達障害等相談等	1(精神科医)
18名	精神医療審査会支援等	1(精神科医)
	身体障がい者に関する医学的判定	6
	精神障がい者に関する医学的判定	6(内1名は発達障害等相談等と兼務)
	知的障がい者に関する医学的判定	4(児相と兼務)
(兼務職員)	※療育手帳の判定業務(18才以上新規)	
16名	中央児童相談所隠岐相談室	1
	出雲児童相談所判定保護課	6
	浜田児童相談所判定保護課	5
	益田児童相談所判定保護課	3



## 5. 令和3年度運営方針

### 1 運営方針

三障がいに関する相談支援機関を統合して設置されたことを踏まえ、対象の方々の自立支援のために総合的かつ専門的な相談支援を行う。

また、自死・ひきこもり・依存症など心の健康に関わる多様な課題に対応し、県民の心の健康に関する中核的機関としての役割を果たす。

### 2 対応方針

- (1) 管理職が職員一人一人の健康状態を含め、現状を把握しながら、風通しがよく、相談しやすい環境を整え、働きやすい職場環境づくりに努める。
- (2) 専門相談機関として、市町村や関係機関に対し、適切な技術支援を行う。
- (3) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、補装具及び自立支援医療（更生・精神通院）に関する事務を関係機関と連携を図りながら的確に行う。

### 3 重点推進事項

- (1) 職位、職種を超え、職員一人一人の意見を尊重し、意見表明や相談しやすい環境を整え、活力ある職場づくりを行う。また、職員が抱える障がいや育児、介護等の状況を理解し、積極的に支援する。
- (2) 36協定に基づき、時間外勤務も含めた勤務時間短縮に取り組むとともに、職員の仕事と生活の調和が図られ、心身ともに健康でいきいきと働きやすい職場環境を実現するために、年次有給休暇や夏季休暇の取得、厚生計画への参加や時差勤務を促進する。
- (3) 精神医療審査会を所管し、精神保健福祉法に定める定期の報告等の審査、退院等の請求を適切に審査するとともに審査会の円滑な運営を行う。
- (4) 心の健康に関する相談をはじめ、様々な障がいについて支援を行い、相談にあたっては新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで、相手方の尊厳、自己決定や自立支援の観点に最大限配慮しながら、相手の立場に立って、正確な知識に基づき懇切丁寧に対応する。
- (5) ひきこもり支援センター事業については引き続き推進するとともに、ひきこもり支援センターの地域拠点設置に向け、本庁や関係機関と連携強化を図り取り組んでいく。
- (6) 依存症対策や自死対策推進センターについても、関係機関と連携を図りながら着実な事業推進に努める。
- (7) 業務を遂行するうえで、個人情報 の 厳 正 な 管 理 を 徹 底 す る。
- (8) 障がい福祉や心の健康への理解を深めるための広報を行い、支援関係者及び市町村等に対し、分かりやすく効果的な情報提供に努める。
- (9) 各種手帳や補装具等に係る事務について、正確な審査判定処理を行うとともに、分かりやすい資料・文書の作成に努め、当事者、市町村、医療関係者の制度理解を深める。



## Ⅱ 令和2年度事業実績

### 「身体障害者更生相談所編」



## Ⅱ 令和2年度事業実績

### ◇ 身体障害者更生相談所編

#### 1. 相談・判定業務の実績

##### (1) 来所・定期相談（補装具の判定及び来所相談、電話相談を含む）

- ・心と体の相談センター 毎月第4月曜日の午後
  - ・松江医療センター 2ヶ月に1回（偶数月）第3木曜日の午後
  - ・西部島根医療福祉センター 2ヶ月に1回（偶数月）第3月曜日の午後
- （令和2年度の相談実績）

相談区分	補装具	手帳	医療・その他	合計
相談件数	108	34	0	142

補装具の相談件数は判定関連のもののみであった。

##### (2) 補装具・更生医療の判定

補装具判定については、定期相談会場（3会場）と業務委託をする19医療機関で給付及び適合判定を行った。

判定区分	医学的判定				
	補装具			更生医療	
判定件数	給付判定	適合判定	不適	支給判定	不適
	486	257	0	452	0

補装具委託病院

- Ⅲ 資料の4の身体障害者補装具判定業務委託医療機関のとおり  
（46 ページ）

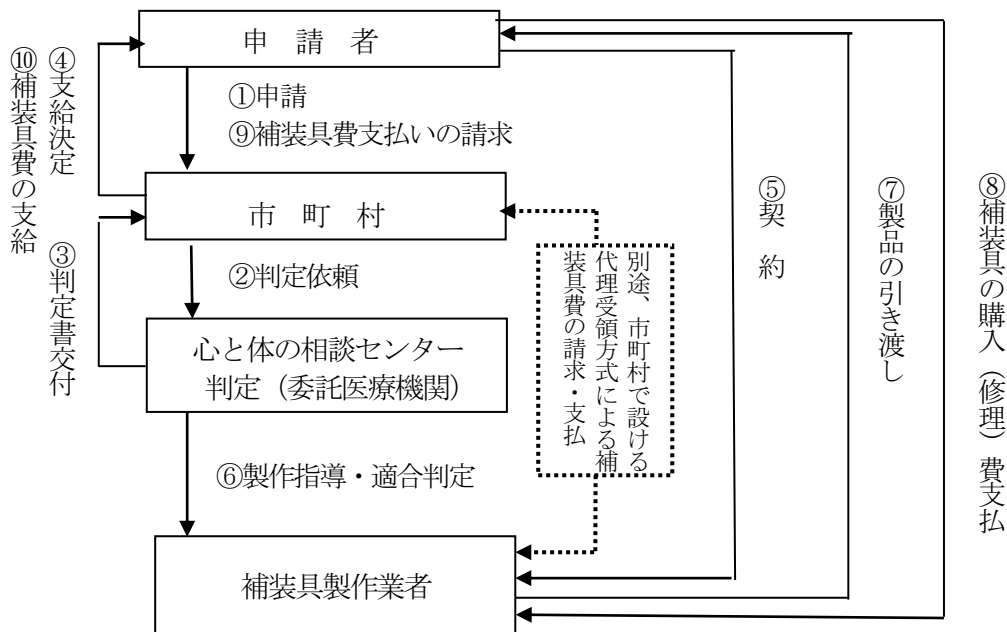
障害別の判定状況

- Ⅲ 資料の4の障害別補装具・更生医療の判定状況のとおり  
（47 ページ）

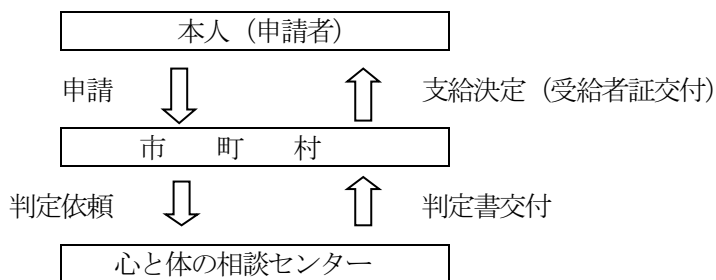
### (3)補装具判定事務処理及び自立支援医療(更生医療)判定事務の流れ

補装具判定及び自立支援医療(更生医療)判定に係る事務処理の流れは次のとおりである。

#### ◆ 補装具判定事務処理の流れ



#### ◆ 自立支援医療(更生医療)判定事務の流れ



\*書類判定(嘱託医により実施)

#### ○書類判定の内容

##### ◇補装具

区 分	判 定 回 数
・補聴器	月に2回
・重度障害者用意思伝達装置	月に1回

##### ◇自立支援医療(更生医療)

区 分	判 定 回 数
・腎臓機能障害、免疫機能障害	月に3～4回
・心臓機能障害	月に3～4回
・肝臓機能障害	月に1回
・肢体不自由	月に1回
・音声・言語・そしゃく機能障害・聴覚障害	月に2回
・視覚障害	月に1回

## 2. 身体障害者手帳の交付状況

### (1) 身体障害者手帳交付件数の年度別推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
総件数	2,676	2,891	2,145	2,178	2,141
月平均	223	241	179	182	178

県本庁からの事務移管により、平成 5 年度から身体障害者手帳の交付事務を行っている。  
身体障害者手帳所持者数・障がい別推移については、別添資料のとおり。(35～39 ページ)

### (2) 令和 2 年度の身体障害者手帳処理状況

令和 2 年度は、新規手帳の交付数が 1,302 件、死亡等による返還数が 1,740 件、県内等転入が 79 件、県外等転出が 90 件あった。

なお、令和 2 年度に発行した手帳の内訳は以下のとおりであるが、この他に 6 件を「非該当」として決定した。非該当となった理由は、肢体不自由の 7 級の障がい者が 1 つのみのもの、障がい程度に該当しないもの及び再認定により障がい程度に該当しなくなったものなどであった。(再認定の結果、障がい程度に該当しないものとしての「非該当決定」 2 件を含む。)

月	発行日	新規	障害変更	破損ほか	再認定	合計
4 月	4/15	59	15	10	16	100
	4/30	51	15	4	12	82
5 月	5/15	45	18	10	12	85
	5/29	46	19	6	15	86
6 月	6/15	60	15	7	16	98
	6/30	67	18	8	7	100
7 月	7/15	44	21	8	10	83
	7/31	65	18	8	13	104
8 月	8/14	57	7	10	12	86
	8/31	60	22	12	10	104
9 月	9/15	50	23	6	14	93
	9/30	43	9	5	9	66
10 月	10/15	50	15	8	15	88
	10/30	66	15	9	14	104
11 月	11/13	54	14	5	10	83
	11/30	74	23	8	16	121
12 月	12/15	58	7	3	11	79
	12/28	53	14	4	11	82
1 月	1/15	45	13	3	8	69
	1/29	42	11	9	12	74
2 月	2/15	47	12	15	8	82
	2/26	38	10	8	11	67
3 月	3/15	59	22	3	14	98
	3/31	69	16	8	14	107
合 計		1,302	372	177	290	2,141

### (3) 令和2年度の市町村別発行件数

令和2年度に発行した市町村別・事由別・障がい別内訳は以下のとおりである。

それによると、7市合計の手帳発行数は全体の約82%を占めている。

また、障がい別では視覚障害が6%、聴覚障害が11%、肢体不自由が28%、内部障害が55%となっている。

市町村名	発行件数	事由別				障害別			
		新規	障変	破損等	再認定	視覚	聴覚	肢体	内部
浜田市	264	157	45	16	46	19	27	59	159
出雲市	677	403	116	52	106	46	70	180	381
益田市	240	171	34	16	19	14	35	95	96
大田市	142	90	27	7	18	13	19	36	74
安来市	152	90	22	16	24	10	17	41	84
江津市	120	64	34	14	8	4	11	36	69
雲南市	163	92	36	14	21	8	20	41	94
奥出雲町	59	39	10	6	4	6	5	19	29
飯南町	30	22	1	1	6	1	5	9	15
川本町	23	12	7	2	2	1	5	5	12
美郷町	35	26	4	0	5	3	3	6	23
邑南町	51	28	6	11	6	4	7	11	29
津和野町	42	29	6	3	4	1	8	13	20
吉賀町	46	26	6	6	8	1	4	19	22
海士町	10	6	0	3	1	0	0	4	6
西ノ島町	14	7	2	2	3	0	0	4	10
知夫村	2	0	1	1	0	0	0	2	0
隠岐の島町	71	40	15	7	9	3	8	13	47
合計	2,141	1,302	372	177	290	134	244	593	1,170

### (4) 令和2年度末の所持者数

詳細は別添資料のとおり（35～39 ページ）

- ① 市町村別：等級別：年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数
- ②-1 市町村別：障がい別：年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数
- ②-2 市町村別：障がい別：男女別 身体障害者手帳所持者数
- ③ 障がい別：等級別：年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数
- ④ 身体障害者手帳所持者数・障がい別推移（H12年度～R2年度）

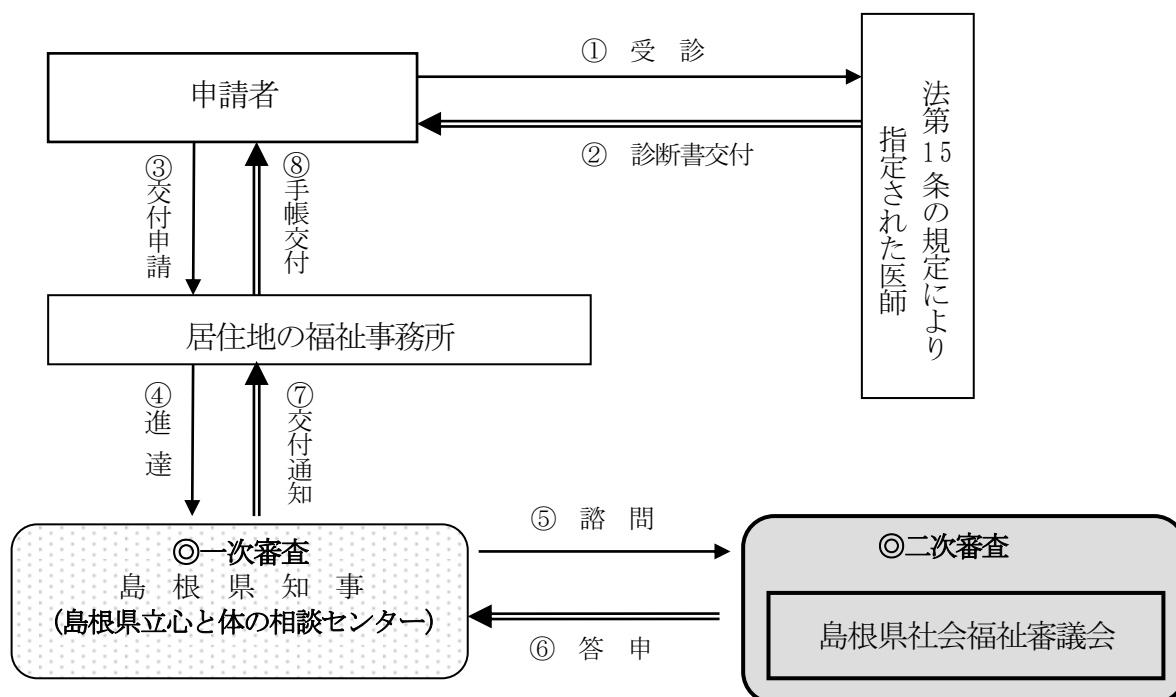
### (5) 法第15条の規定による医師の指定について

令和2年度においては、法第15条の規定による新規指定が27名であった。

3月31日現在の指定医師の総数は、辞退届等の提出もあり、784名となった。



## (6)手帳申請から発行までの流れ



一次審査…身体障害者福祉法及び身体障害者認定基準等に基づき、心と体の相談センターにおいて行う審査をいう。

専門的知識及び技術を必要とする申請については、「身体障害者手帳障害等級認定業務」について委託している専門的医療機関に審査を依頼している。

二次審査…非該当相当の案件については、島根県社会福祉審議会（身体障害者福祉専門分科会審査部会）に諮問し答申を受けて決定している。

なお、2つ以上が重複する障害等級の認定にあたって、認定基準によるものと著しく均衡を欠くと認められるものについても意見を聞くこととしている。

法第15条の規定による医師の指定に関しても諮問を行っている。

## 3. 市町村障がい者福祉業務担当職員研修会

例年、市町村職員を対象に、身体障害者手帳関係及び補装具・更生医療関係業務等に関する制度説明、事務手続き等について理解を深め、適切に事務処理を行っていただくことを目的として、東部と西部に会場を分けて研修会を開催していたが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、資料配付とした。



「知的障害者更生相談所編」



## ◇知的障害者更生相談所編

### 1. 相談と判定

#### (1) 相談

##### ① 来所相談

電話・来所により知的障がい者から療育手帳、各種援護制度の利用方法、生活・進路・就労等の相談を受け、知的障がい者の福祉の向上を図っている。令和2年度の受付は338件であり、そのうち療育手帳判定に関する相談が212件、その他相談（成年後見人制度利用、障害年金申請に係る情報提供）が126件であった。療育手帳に関するものが全体の6割弱を占めており、各種申請に係る情報提供の依頼とあわせ、主な相談となっている。（別表参照）

##### ② 巡回相談

当センターは県内全域を所管しているため、松江圏域を除く障害保健福祉圏域へは定期的に各地区を巡回し、相談を受けている。その他、ケースの状況により障がい者支援施設、病院、家庭等への訪問を実施している。それらもあわせ、令和2年度は41件の相談を受けており、そのほとんどが療育手帳判定に関する相談である。（別表参照）

#### (2) 判定

##### ① 医学的判定

療育手帳判定等の際、必要に応じて精神医学的立場から臨床診断を行っている。

##### ② 心理学的判定

知能検査、面接等により、知的能力、生活適応能力、生活介護度、行動指導度、治療看護度等を把握し、知的障がいの程度を総合的に判定している。

##### ③ 職能的判定

職業適性、職能を検査により判定している。

令和2年度は387件の判定を行い、そのうち医学的判定が36件、心理学的判定が351件であった。

### 2. 判定書交付

本人の生活援助方針や進路決定等に役立てるため、本人・家族・市町村からの依頼に応じ、判定書を交付している。療育手帳の交付が234件と最も多く、成年後見人制度利用や障害年金申請に係る情報提供の判定書交付が111件である。

また、障害者総合支援法に基づいて市町村が行う支給要否決定等に関して、当センターは必要な援助を行うこととなっている。

令和2年度判定書交付種別件数（別表の再掲）

項目	件数	備考
障害支援区分に関する判定	0件	
療育手帳に関する判定	234件	
その他	111件	（成年後見制度申し立て、年金診断に関するもの）
計	345件	

平成27年度に療育手帳再判定期日の見直しを行い、平成28年4月1日から18歳以上については次期判定までの期間を10年後、または再判定不要とした。そのため療育手帳交付件数は減少している。

### 3. 会議、研修会

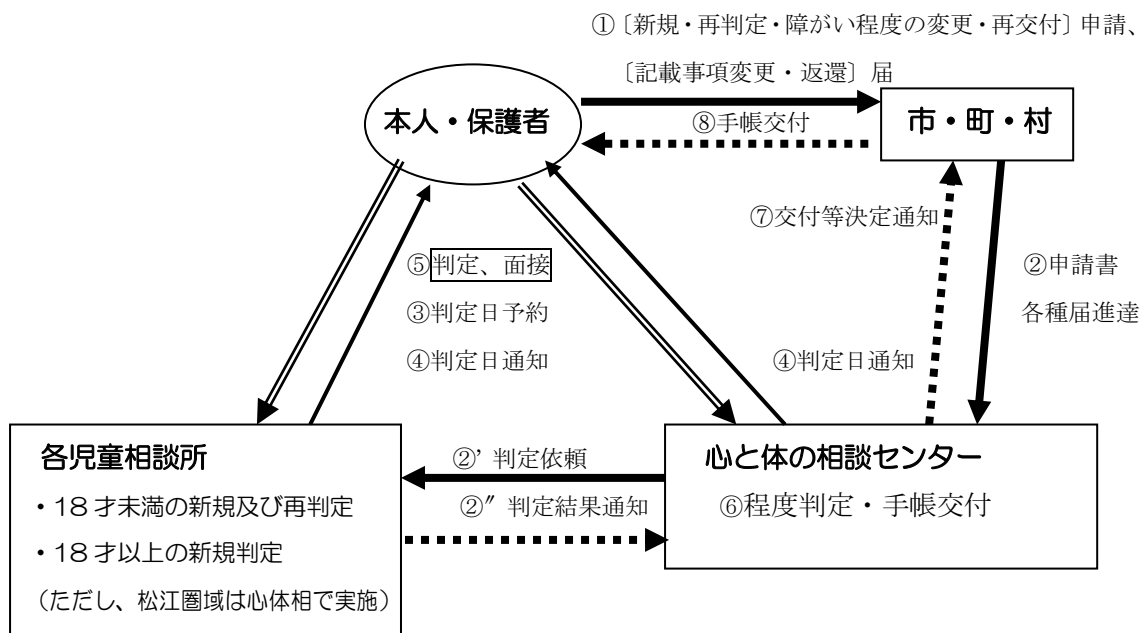
○市町村障がい者福祉業務担当職員研修会

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、開催を中止した。

別表 令和2年度相談・判定実績（出典：厚生労働省福祉行政報告例）

取扱 実 人数	相談内容										判定内容					判定書交付件数			
	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計	障害支援区分	療育手帳	その他計	計	
来所	316	0	0	0	0	0	212	126	338	36	310	0	0	346	0	197	107	304	
巡回	40	0	0	0	0	0	37	4	41	0	41	0	0	41	0	37	4	41	
計	356	0	0	0	0	0	249	130	379	36	351	0	0	387	0	234	111	345	

### 4. 療育手帳判定・手帳交付事務の流れ



「精神保健福祉センター編」





## ◇ 精神保健福祉センター編

### 1. 技術指導・技術援助

精神保健福祉活動の推進を図るために、保健所や関係機関からの要請を受け、当センター職員が専門的立場から研修会の講師を務めている。また、会議等への参加も行っている。

#### (1) 事業実績

	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	心の健康づくり	ひきこもり	自死関連	犯罪被害	災害	その他	計
保健所				1	6	1	1			2	11
市町村						6					6
医療施設											
障害者支援施設						1					1
社会福祉施設				1							1
その他	3		1	7	2	14	1			3	31
計	3		1	9	8	22	2			5	50

#### (2) 精神保健福祉業務担当課長係長等会議

当センターと保健所、県障がい福祉課（主催）との会議に参加し、精神保健福祉業務に関する意見・情報交換を行い連携を深めた。

年 月 日	内 容
令和3年3月10日 ※Web開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度事業について</li> <li>・事業の見直し及び新規事業について(ピアサポーター活用事業及び養成プログラム検討/地域包括ケアシステムの構築支援/クロザピン治療支援・医療連携促進/医療連携促進/ひきこもり支援)</li> <li>・情報提供</li> <li>・情報交換</li> </ul>

#### (3) 講師の派遣

関係機関からの依頼により、関係機関の職員研修会や講演会に講師の派遣を行った。

月 日	派 遣 内 容
令和2年7月28日	新規採用養護教諭研修（自死関連）
8月4日	ギャンブル障害の精神保健相談・支援の実践研修
8月17日	湘南高校教員向け心理教育（心の健康づくり）
9月4日	令和2年度大田圏域精神保健福祉関係者等研修会（ギャンブル）
10月12日	医師臨床研修
11月13日	松江市社協松北地域ひきこもり家族のつどい
11月28日	益田市ひきこもり支援講師対応（益田社協）
12月1日	ギャンブル障害の精神保健相談・支援の実践研修
12月4日	医師臨床研修
令和3年1月12日	ギャンブル障害の精神保健相談・支援の実践研修
1月21日	令和2年度日常生活自立支援事業専門員研修会（ギャンブル）
1月29日	古江地区民生児童委員・福祉推進員合同研修会（ひきこもり）
2月9日	ギャンブル障害の精神保健相談・支援の実践研修
2月24日	奥出雲町民生児童委員全員研修会（ひきこもり）
3月12日	薬物依存離脱指導（松江刑務所）
3月19日	出雲市荘原地区民生委員ひきこもり研修
3月22日	島根県ギャンブル等依存症対策推進計画庁内連絡会議

## 2. 普及啓発

一般住民等に対して、精神保健福祉の知識、精神障がい者についての正しい知識、精神障がい者の権利擁護等についての普及啓発を行った。

### 【事業内容】

#### (1) 講演会

##### ○ アルコール関連問題地域セミナー

##### 【第1回】

日時 令和2年10月27日(金) 10:25~12:05  
 会場 島根大学 教養講義室棟  
 参加者 島根大学 学生(26名)、教職員  
 内容  
 ・講義「酒と健康」  
 講師 島根大学 保健管理センター 准教授 杉原 志伸氏  
 ・体験発表「アルコール依存症と回復への道のり」  
 発表者 島根県断酒新生会 会員  
 会員家族

##### 【第2回】

日時 令和2年11月17日(火) 14:00~16:00  
 会場 島前集合庁舎 第1・2会議室  
 参加者 保健、医療、福祉の関係者(12名)  
 内容  
 ・体験談「アルコール依存症と回復への道のり」  
 発表者 島根県断酒新生会 会員  
 ・講演「アルコール依存症とその支援」  
 講師 こなんホスピタル 精神保健福祉士 黒川 英朗氏

##### 【第3回】

日時 令和2年11月18日(水) 9:30~11:30  
 会場 隠岐合同庁舎 6階大会議室  
 参加者 保健、医療、福祉の関係者(20名)  
 内容  
 ・体験談「アルコール依存症と回復への道のり」  
 発表者 島根県断酒新生会 会員  
 ・講演「アルコール依存症とその支援」  
 講師 こなんホスピタル 精神保健福祉士 黒川 英朗氏

#### (2) DVDの貸し出し

	保健所	医療機関	社会復帰 施設	その他 関係機関	一般	計
依存症						
心の健康				1	6	7
精神保健一般				2		2
ひきこもり						
計				3	6	9

(当センターホームページに貸出DVD一覧掲載)

### 3. 精神保健福祉相談

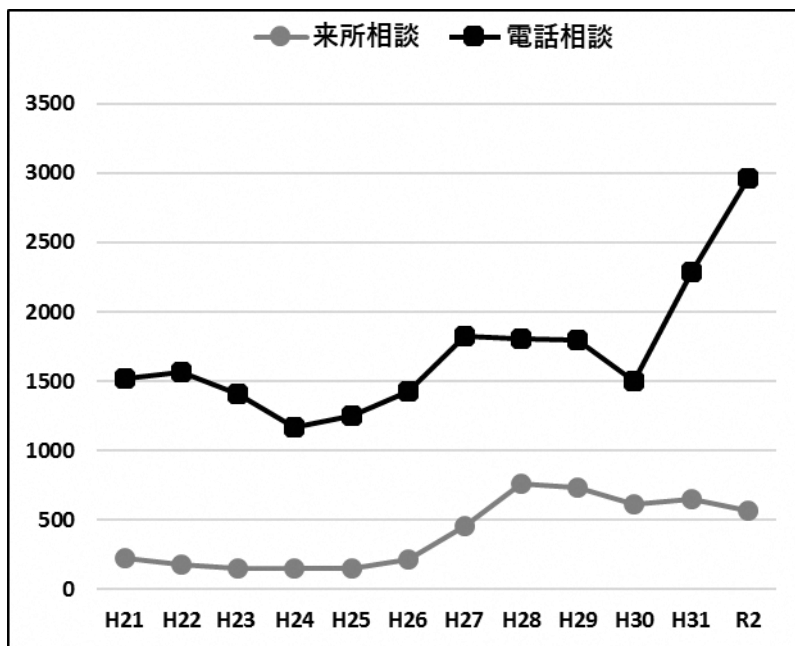
精神保健福祉相談として、当センターにおいて精神保健及び精神障害者福祉に関する相談を次のとおり実施した。

【事業内容】

- (1) 来所相談
- (2) 電話相談

相談件数の推移（診療を含む）

年度	来所相談	電話相談
H21	87 (延 226)	1,522
H22	76 (延 175)	1,561
H23	106 (延 154)	1,404
H24	102 (延 153)	1,166
H25	96 (延 152)	1,255
H26	103 (延 217)	1,431
H27	165 (延 458)	1,826
H28	207 (延 763)	1,801
H29	231 (延 733)	1,797
H30	184 (延 612)	1,500
H31	163 (延 648)	2,288
R2	151 (延 564)	2,964



#### (1) 来所相談

##### ① 相談対象者内訳

	相談			診療(再掲)	
	男性	女性	合計	男性	女性
実人数	122	29	151	1	0
延べ人数	447	117	564	1	0

##### ② 来所経路

直接	保健所	市町村	医療機関	教育機関	その他	合計
118	7	1	4	1	20	151

##### ③ 相談内容

相談内容	実人数	延べ人数
老人精神保健	0	0
社会復帰	1	2
アルコール関連問題	1	3
薬物関連問題	2	11
ギャンブル関連問題	45	95

ゲーム		1	1
思春期精神保健	不登校	2	10
	不登校以外の学校に関する問題	0	0
	精神症状・身体症状	0	0
	その他	0	0
心の健康	精神症状・身体症状	71	337
	仕事や職場の悩み	7	35
	家族関係や家庭に関する悩み	5	24
	家族・職場以外の人間関係の悩み	4	14
	嗜癖	2	5
	その他	8	24
幼児期・学童期の問題		0	0
うつ・うつ状態		0	0
摂食障害		0	0
てんかん		0	0
その他		2	3
合 計		151	564

#### ④処 遇

処 遇	実人員
新規来所終結	30
医療機関紹介	3
保健所紹介	3
相談機関紹介	3
その他の機関紹介	1
センターで援助	83
他機関と並行で援助	28
合 計	151

## (2) 電話相談

### ①相談者別件数

内 訳	男性	女性	合計
本 人	1,487	1,263	2,750
親	24	92	116
配偶者	2	23	25
子	3	10	13
同 胞	6	13	19
その他の親族	0	0	0
友人・同僚等	5	6	11
その他	12	18	30
合 計	1,539	1,425	2,964

## ②相談内容別件数

相談内容		件数	割合 (%)
老人精神保健		2	0.1
社会復帰		12	0.4
アルコール関連問題		30	1.0
薬物関連問題		14	0.5
ギャンブル関連問題		68	2.3
ゲーム		5	0.2
思春期精神保健	不登校	15	0.5
	不登校以外の学校に関する問題	4	0.1
	精神症状・身体症状	16	0.5
	その他	8	0.3
心の健康	精神症状・身体症状	1,886	63.6
	仕事や職場の悩み	114	3.8
	家族関係や家庭に関する悩み	214	7.2
	家族・職場以外の人間関係の悩み	151	5.1
	嗜癖	6	0.2
	その他	222	7.5
幼児期・学童期の問題		1	0.1
うつ・うつ状態		125	4.2
摂食障害		0	0
てんかん		2	0.1
その他		69	2.3
合計		2,964	100.0

## 4. 組織育成

### (1) 島根県精神保健福祉会連合会

島根県精神保健福祉会連合会は、昭和50年に島根県精神障害者家族会連合会として事務局を県立中央病院内において発足。その後事務局を県立湖陵病院（現 県立こころの医療センター）、県立精神保健福祉センター（現 県立心と体の相談センター）へと移している。

平成10年に社団法人化され、島根県精神保健福祉会連合会となり、県立精神保健福祉センターの一角に事務局を置いて事業を展開してきた。平成17年からは、いきいきプラザ2階にある当センター前に事務所を置き、精神障がい者に対する差別・偏見の除去、地域福祉の向上を目指して活動を展開している。

平成26年4月からは新公益法人制度に伴い一般社団法人となった。

令和2年3月末現在の会員数は31団体224人である。

当センターは理事会に出席し、活動への情報提供を行っている。

## (2) 島根県精神保健福祉協会

昭和44年7月に島根県精神衛生協会として、事務局を県庁医務予防課に置いて発足。

昭和56年6月から精神保健福祉センターに事務局を置いていたが、県の組織改編により平成17年4月から心と体の相談センター内に移った。

協会の主な事業は、精神保健福祉大会の開催、功労者の表彰、機関誌の発行、精神保健福祉関係団体・組織の啓発普及活動等に対する助成である。

## (3) 精神保健ボランティア連絡協議会

平成5年からボランティア養成講座を開催し、平成6年2月に「ほほえみの会」が発足して松江・出雲地域で活動が展開された。平成10年からは、県内の各健康福祉センターでボランティア養成講座が開催され、これをきっかけに15年までに8組織が結成された。また、平成16年9月には「島根県精神保健ボランティア連絡協議会」が設立され、精神保健福祉の向上を目指して、地域住民への精神障がいへの正しい理解と心の健康づくりやボランティア活動への参加を呼びかけており、各ボランティア組織間で相互の連携と交流を重ねながらボランティア活動を展開されており、令和2年4月1日現在、6組織が活動している。当センターはボランティア組織活動への側面的支援を行っている。

「松江ほほえみの会」	松江圏域
「出雲ほほえみの会」	出雲圏域
「つくしの会」	雲南圏域
「のぞみの会」	浜田圏域
「こもれび」	益田圏域
「さくらんぼの会」	隠岐圏域

## (4) 精神当事者連絡会

令和2年4月1日現在、県内の当事者の自助グループの会は7カ所ある。現在、自主的に当事者間で活動交流等の取り組みが進められている。平成18年5月に発足した「島根県精神当事者連絡会」は各グループ間の交流、家族会・ボランティア組織との交流、研修会等の開催を行っている。当事者による活動は地域住民への理解・啓発にも重要な役割を担っており、当センターは当事者活動への協力を行っている。

## (5) 精神当事者連絡会・精神保健福祉社会連合会交流会（しまねこころの交流会）

当事者、家族が自由におもいを語ることによって、相互の理解を深めること、地域への啓発を目的に、平成22年度から開催された。平成22年度は出雲市、平成23年度は大田市、平成24年度からは“しまねこころの交流会”と改称し、雲南市で開催した。当センターは平成22～23年度は実行委員会に参加し、交流会の開催支援を行った。平成24年度からは開催地の当事者、家族、地域活動支援センター等を中心に開催され、平成29年度は大田市、平成30年度は雲南市、令和元年度は益田市で開催された。

## 5. 依存症対策関連事業

### (1) アルコール依存症

#### ① アルコール関連問題地域セミナー（再掲）

「依存症対策総合支援事業」により、アルコール依存症に関する普及啓発を目的に本セミナーを開催した。

主催 島根大学（第1回） 島根県隠岐保健所（第2回、第3回）  
島根県立心と体の相談センター

共催 公益社団法人島根県断酒新生会 山陰嗜癖行動研究会

#### 【第1回】

日時 令和2年10月27日（金） 10:25～12:05

会場 島根大学 教養講義室棟

参加者 島根大学 学生（26名）、教職員

内容 ・講義「酒と健康」

- 講師 島根大学 保健管理センター 准教授 杉原 志伸氏  
 ・体験発表「アルコール依存症と回復へのみちのり」  
 発表者 島根県断酒新生会 会員  
 会員家族

**【第2回】**

- 日時 令和2年11月17日(火) 14:00~16:00  
 会場 島前集合庁舎 第1・2会議室  
 参加者 保健、医療、福祉の関係者(12名)  
 内容  
 ・体験談「アルコール依存症と回復への道のり」  
 発表者 島根県断酒新生会 会員  
 ・講演「アルコール依存症とその支援」  
 講師 こなんホスピタル 精神保健福祉士 黒川 英朗氏

**【第3回】**

- 日時 令和2年11月18日(水) 9:30~11:30  
 会場 隠岐合同庁舎 6階大会議室  
 参加者 保健、医療、福祉の関係者(20名)  
 内容  
 ・体験談「アルコール依存症と回復への道のり」  
 発表者 島根県断酒新生会 会員  
 ・講演「アルコール依存症とその支援」  
 講師 こなんホスピタル 精神保健福祉士 黒川 英朗氏

**② アルコール関連問題支援者研修会**

「アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業」により民間団体と協働で本研修会を開催し地域関係機関のアルコール依存症支援の向上に向けた取り組みを行った。

- 主催 公益社団法人島根県断酒新生会 山陰嗜癖行動研究会 心と体の相談センター  
 日時 令和3年2月27日(土) 13:00~14:30  
 会場 島根県立少年自然の家 第1・第2研修室  
 参加者 自助グループ、医療機関、行政機関(60名)  
 内容  
 ・講演「アルコール依存症支援の取り組み」  
 講師 社会医療法人清和会 西川病院(アルコール依存症専門医療機関)  
 精神保健福祉士 高島 至氏  
 ・体験談  
 当事者の立場から 島根県断酒新生会 会員  
 家族の立場から 島根県断酒新生会 会員家族  
 ・質疑応答・意見交換

**(2) ギャンブル等依存症**

当センターでは、平成18年度からギャンブル等依存症に関する知識の普及・啓発の場として一般市民や関係者を対象とした研修会等を実施してきた。更に、ギャンブル等依存症当事者への支援の充実のため、島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム(通称、SAT-G)を開発し、平成27年11月から運用を開始している。平成30年度より「依存症対策総合支援事業」によるギャンブル等依存症相談拠点となり、相談支援及び普及啓発、人材育成の強化に取り組んでいる。

**① ギャンブル関連問題関係者セミナー**

- 日時 令和2年11月5日(木) 13:30~16:00  
 会場 くにびきメッセ 601会議室  
 参加者 関係機関等(63名)  
 内容  
 ・講演「ギャンブル等依存症への支援」  
 講師 松ヶ丘病院(ギャンブル等依存症治療拠点機関)  
 精神科医師 長沼 清氏  
 ・シンポジウム「関係機関の取り組み」

助言者 松ヶ丘病院 精神科医師 長沼 清氏  
座長 心と体の相談センター 所長 小原 圭司  
発表者 県消費者センター 所長 田邊 和佳子氏  
心と体の相談センター 主任精神保健福祉士 佐藤 寛志  
こなんホスピタル 精神保健福祉士 深田 里佳氏  
松江保護観察所 保護観察官 近藤 由美氏

② ギャンブル等依存症支援スキルアップセミナー

日時 令和2年12月8日(火) 13:30~16:30  
会場 浜田合同庁舎 2階大会議室  
参加者 関係機関等(28名)  
内容 「SAT-G ライトを活用したギャンブル等依存症支援」についての講義と演習  
講師 心と体の相談センター 主任精神保健福祉士 佐藤 寛志

③ SAT-G 集団プログラム

日時 毎月第4水曜日 13:30~15:30  
会場 心と体の相談センター 多目的室  
内容 島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム SAT-G の集団プログラム  
参加 全12回 延べ106名(実数29名)

④ リーフレットの作成

ギャンブル等依存症の正しい知識の普及と県内の相談機関・専門医療機関・自助グループの周知を目的にリーフレット「ギャンブルの楽しみ方で悩んでいませんか?」を作成し、関係機関への配布と合わせ当センターホームページにて掲載した。

## 6. 調査・研究事業

### 「ギャンブル等依存症支援スキルアップ研修の効果検証」

(1) はじめに

2019年4月に国はギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定し、本計画で治療や相談にあたる人材の確保に取り組むべき施策とした。当センターでは、2015年11月にギャンブル等依存症への専門支援プログラムとしてSAT-G(サッジー)を開発し、更に2018年1月には、SAT-Gの簡易版であるSAT-Gライトを開発した。現在は地域支援者のスキルアップを目的にSAT-Gライトの使い方を学ぶ研修(以下、SAT-Gライト研修)を実施しており、この度本研修の効果検証を行ったので、その結果について報告する。

(2) 「SAT-G ライト」と「SAT-G ライト研修」の概要

- ・SAT-G ライトとは、認知行動療法を活用したギャンブル等依存症支援プログラムであるSAT-Gを簡略化したプログラムである。(本プログラムの効果については、第55回全国精神保健福祉センター研究協議会において報告)
- ・SAT-G ライトはワークブックを用いて実施するプログラムであるため、依存症支援の経験が浅い者でも活用しやすいプログラムとなっている。
- ・SAT-G ライト研修とは、SAT-G ライトを使った支援の具体的な方法を学ぶ研修である。内容は講義に加え演習を取り入れ、実践を意識した研修となっている。研修の所要時間は180分程度である。

(3) 調査の概要

ギャンブル等依存症に対応可能な専門機関がなく、地理上当センター主催の研修への参加が困難である隠岐圏域(島前地区・島後地区2会場)を対象に隠岐保健所の協力を得て、2019年12月2日、3日にSAT-G ライト研修を開催し、研修の効果測定を以下のアンケート調査により実施した。

①研修の質的評価

研修終了時に「内容の分かりやすさ」「業務への有用性」「SAT-G ライトの実用性」についてそれぞれ4段階で評価(図1~3を参照)



## ②研修受講者のスキルアップの評価

研修開始前と終了時に以下の3点についてアンケート調査を実施

- ・基礎知識（相談支援のための基本知識な知識があると思うか？）：  
0点「まったくそう思わない」～100点「とてもそう思う」
- ・自信（当事者が来所した際、実際の相談支援ができると思うか？）：  
0点「まったくそう思わない」～100点「とてもそう思う」
- ・ギャンブル等依存症者に対する態度：J-GGPPQ（※）による前後比較

（※）J-GGPPQとは、小原ら<sup>1)</sup>によってギャンブル等依存症支援に携わる援助者の態度を測定する評価尺度として標準化されたもの。合計20項目の質問からなり、リッカート法による7段階の尺度で、下位尺度は「知識とスキル」「役割認識」「相談と助言」「仕事満足度と自信」「患者の役に立つこと」の5つ。得点が高いほどギャンブル問題のある者に対する支援者の態度がポジティブであることを示す。

## （4）結果

アンケート回答者：受講者32名中28名が回答（回収率88%）

※GGPPQについては有効回答24名

①研修の質的評価：「内容の分かりやすさ」「業務への有用性」「SAT-G ライトの実用性」全ての項目において好評であった。（詳細は図1～3を参照）

②研修受講者のスキルアップについて

受講者個々のギャンブル等依存症支援に関する各種項目に有意な改善がみられた。

（以下3点いずれの項目もWilcoxonの符号付順位和検定で、 $p < 0.01$ ）

- ・相談支援の「基礎知識」に有意な改善が見られた（図4）
- ・相談支援の「自信」にも有意な改善が見られた（図5）
- ・ギャンブル等依存症者に対する態度にも有意な改善が見られた（図6）

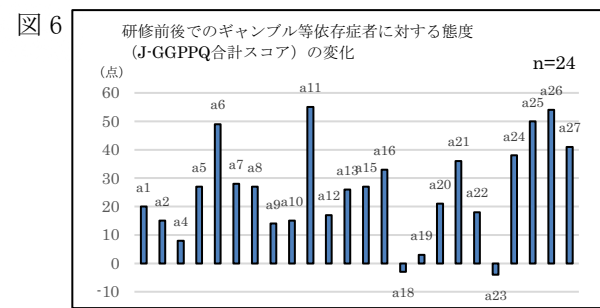
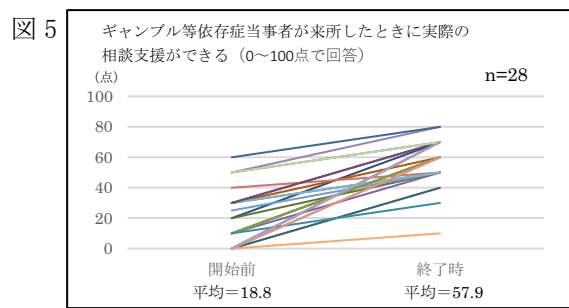
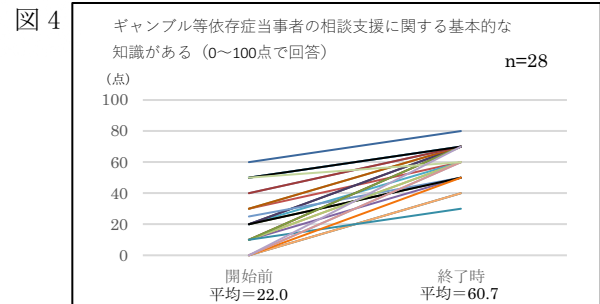
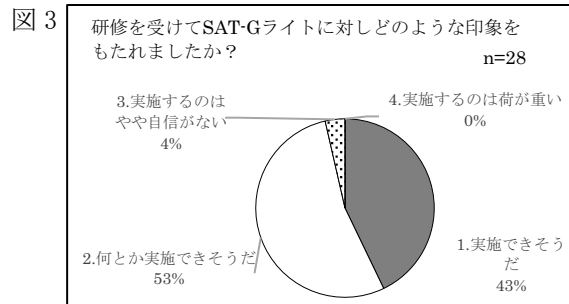
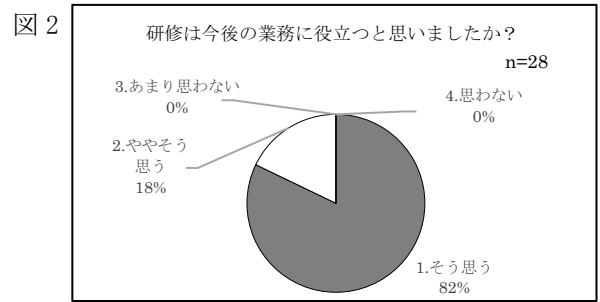
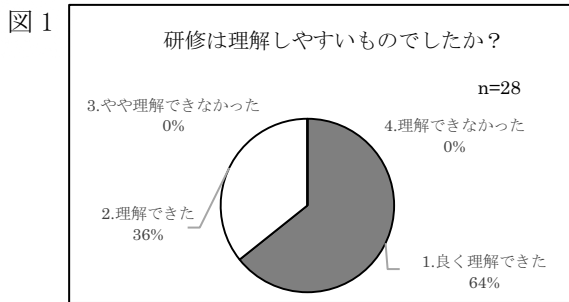
J-GGPPQの合計スコア、下位尺度の各スコア共に有意な改善がみられた。

## （5）考察と今後の取り組み

- ・SAT-G ライト研修は、受講者のギャンブル等依存症者に対する態度をポジティブに変化させ、加えギャンブル等依存症のスキルアップに資することが示唆された。
- ・現在全国的にギャンブル等依存症の専門医療機関の整備が進められているが、ギャンブル等依存症者は治療につながらない層も多くあり、今後は「地域で相談にあたる人材の確保」も重要な課題になると考える。本課題への取り組みの一つとして「SAT-G ライト研修」を活用していけるのではないかと考える。

## （参考文献）

- 1) 小原圭司、片山宗紀、佐藤寛志、白川教人、田辺等、小泉典章、本田洋子、馬場俊明：J-GGPPQ (Japanese Version of the Gambling and Gambling Problems Perception Questionnaire) を用いたギャンブル障害支援者研修の効果測定, 日本アルコール関連問題学会雑誌 第21巻第1号 2019年度



(6) 研究発表 第56回(令和2年度)全国精神保健福祉センター研究協議会にて発表した。

## 7. 自死対策推進センター事業

### (1) 事業の概要

#### ①目的

自死の高止まり状態に対応するため、自死と関連のある多領域の関係機関との連携を図り、相談対応や啓発、研修等を行い、自死を考えている者や未遂者、自死遺族等への支援の充実を図る。

#### ②事業内容

- ・自死予防や対策に関する情報の収集・整理、関係機関への提供を行う自死対策連携推進員の配置
- ・関係機関のネットワーク強化を目的とした連絡調整会議の開催
- ・自死を考えている者や自死遺族支援に携わる者の専門性向上のための人材育成研修の実施

### (2) 事業の実績及び成果

#### ①情報提供

- ・ホームページによる情報発信
- ・関係機関への情報提供

#### ②圏域連絡調整会議

新型コロナウイルス感染症の感染の状況に鑑み中止し、書面開催とした。

各機関における新型コロナウイルス感染症に関連した取り組みや意見交換したい内容について照会し、回答を取りまとめ還元した。

### ③人材育成研修

<主催>

#### 1) 「ゲートキーパー・スキルアップ研修指導者養成講習会」

新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み中止

#### 2) 「自死対策等関係機関研修会」(ギャンブル関連問題関係者セミナーと兼ねて開催)

日時：令和2年11月5日(木) 13:30~16:00

会場：くにびきメッセ 601 会議室

対象：関係機関等(63名)

内容：講演「ギャンブル等依存症への支援」

講師 松ヶ丘病院(ギャンブル等依存症治療拠点機関)

精神科医師 長沼 清氏

シンポジウム「関係機関の取り組み」

助言者 松ヶ丘病院 精神科医師 長沼 清氏

座長 心と体の相談センター 所長 小原 圭司

発表者 県消費者センター 所長 田邊 和佳子氏

心と体の相談センター 主任精神保健福祉士 佐藤 寛志

こなんホスピタル 精神保健福祉士 深田 里佳氏

松江保護観察所 保護観察官 近藤 由美氏

<講師派遣>

#### ○新規採用養護教諭研修

主催：島根県教育センター

日時：令和2年7月28日(火)

対象：新規採用養護教諭

### ④普及啓発

#### ○リーフレットの作成

ストレスチェックリーフレット『『助けて』って言うていいんだよ』の改訂版を作成し、関係機関に配布、啓発を推進した。(令和3年8月改訂、20,000部作成)

#### ○教材作成

ゲートキーパー手帳

保健所、市町村でのゲートキーパーとなる人材を養成する研修時の資料として作成、またHPに掲載。

島根県では、『自殺・自死』用語の取り扱いについて、平成25年4月1日から、「県行政における一般的な取り扱いとしては、『自死』を基本としつつ、2つの言葉を状況に応じて使用する。」こととしております。本書においても、原則として『自死』を用いていますが、事業名など改めることが不適切なものについては『自殺』と表記しております。

## 8. 自死遺族支援

平成 20 年 3 月策定の「島根県自殺対策総合計画」、平成 25 年 3 月、平成 30 年 7 月改訂の「島根県自死対策総合計画」に基づき、当センターでは以下の自死遺族支援を実施している。

### (1) 「自死遺族のつどい」、「自死遺族のための相談会」の経緯

- ・平成19年8月 島根県自殺総合対策庁内連絡会設置  
所長が構成員として参画し、自殺対策の推進及び県計画策定並びに島根県自殺総合対策連絡協議会の運営等に関する検討を実施
- ・平成19年12月22日 島根県及び島根県自殺総合対策連絡協議会の主催により「自殺対策シンポジウム in しまね」を開催
- ・平成20年 1月28日 同シンポジウムに参加した自死遺族等を対象として、障害者福祉課と心と体の相談センターが共催し、「自死遺族の会準備会」を開催
- ・平成20年 3月22日 「自死遺族の会準備会」をベースとして、第1回目の「自死遺族のつどい」を開催
- ・平成24年 4月 遺族の要望を踏まえ、「自死遺族のつどい（分かち合いの会）」の標記を、「自死遺族のつどい」に変更

※ 平成 20 年 3 月から平成 24 年度末まで実施した「自死遺族のつどい」の実績、県内で活動する自死遺族自助グループの活動状況を踏まえ、当センターにおける「自死遺族のつどい」の果たす役割は終了したと考えられたため、「自死遺族のつどい」は平成 24 年度で終了とした。

※ 平成 25 年度からは司法書士と連携し、法的な相談に対応する「自死遺族のための相談会」を開催し、平成 27 年度からは相談者の希望に沿った日時・場所での個別開催としている。

### (2) 「自死遺族のための個別相談」開催状況

目 的 自死により大切な家族を亡くされた後、法的な問題等様々なトラブルに巻き込まれる場合があるため、法律の専門家である司法書士と協力して遺族の相談に応じ、遺族支援の充実を図る。

会 場 いきいきプラザ島根内相談室・各保健所ほか（相談者の希望に応じて調整）

主 催 心と体の相談センター

相談員 司法書士1名、相談判定課職員1～2名、

開催日 随時（相談者の希望に応じて調整）

実 績 相談件数 1 件（令和 2 年度）

### (3) 相談専用電話「自死遺族相談ダイヤル」

・開設時期 平成 20 年 2 月

・受付時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

・実 績 12 件（令和 2 年度）

### (4) 自死遺族支援研修会

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止

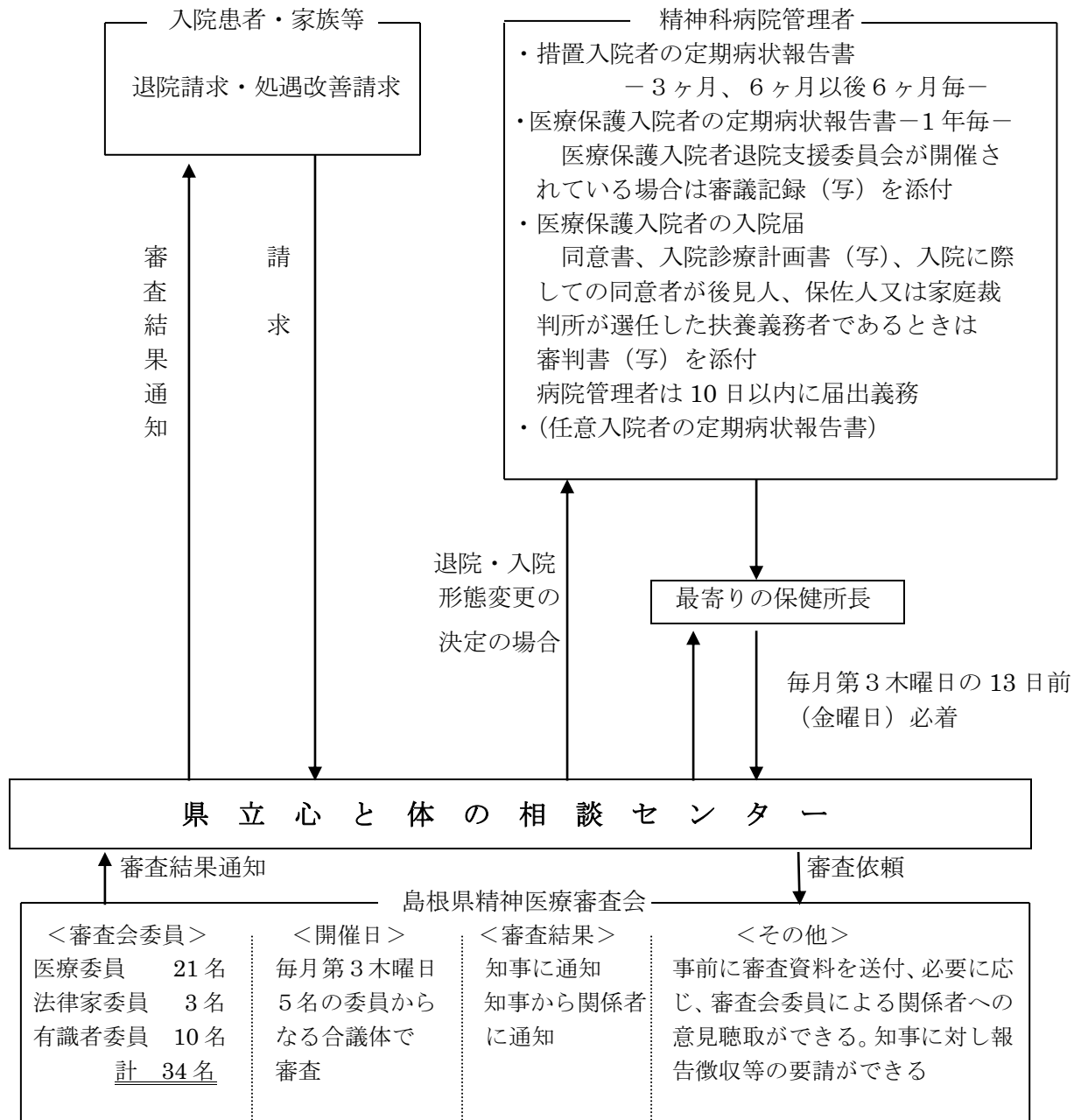
## 9. 精神医療審査会

精神医療審査会は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第2条の規定により、精神障がい者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保する観点から設けられたもので、精神障がい者の入院の可否及び処遇の適否に関する審査を行うため県に設置されている。

### (1) 精神医療審査会における審査事項

- ア. 措置入院者に係る定期の報告（措置入院者の定期病状報告書）
- イ. 医療保護入院者に係る定期の報告（医療保護入院者の定期病状報告書）
- ウ. 医療保護入院者の入院届（法第33条第1項の規定によるもの）
- エ. 入院患者又はその家族等からの退院等の請求（法第38条の4）
- オ. 任意入院者に係る定期の報告（改善命令等を受けた精神科病院のみ）

### (2) 事務処理の流れ



### (3) 精神医療審査会の審査状況

#### ① 定期の報告等

		審査件数	審査結果件数		
			現在の入院 形態が適当	他の入院形態へ の移行が適当	入院継続 不要
医療保護入院時の届出					
	H28年度	1,325	1,325	0	0
	29年度	1,163	1,163	0	0
	30年度	1,239	1,239	0	0
	R元年度	1,276	1,276	0	0
	2年度	1,231	1,231	0	0
入院 中 の 定 期 病 状 報 告	医療保護入院				
	H28年度	898	898	0	0
	29年度	801	801	0	0
	30年度	787	787	0	0
	R元年度	805	805	0	0
	2年度	809	809	0	0
	措置入院				
	H28年度	13	13	0	0
	29年度	15	15	0	0
	30年度	10	10	0	0
R元年度	14	14	0	0	
2年度	19	19	0	0	
合計					
	H28年度	2,236	2,236	0	0
	29年度	1,979	1,979	0	0
	30年度	2,036	2,036	0	0
	R元年度	2,095	2,095	0	0
	2年度	2,059	2,059	0	0

#### ② 退院等の請求

		請求件数	審査件数	審査結果件数		
				入院又は 処遇が適当	他の入院形態 への移行が適当	入院又は処 遇は不適当
退院の請求						
	H28年度	20	17	17	0	
	29年度	17	15	15	0	
	30年度	18	18	18	0	
	R元年度	25	22	22	0	
	2年度	34	34	34	0	
処遇改善の請求						
	H28年度	4	4	4	0	
	29年度	3	3	3	0	
	30年度	8	7	7	0	
	R元年度	9	9	9	0	
	2年度	9	9	9	0	
合計						
	H28年度	24	21	21	0	
	29年度	20	18	18	0	
	30年度	26	25	25	0	
	R元年度	34	31	31	0	
	2年度	43	43	43	0	

## 10. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）の判定

### (1) 精神障害者保健福祉手帳等判定審査会

平成 11 年の精神保健福祉法改正により、精神障害者保健福祉手帳の交付判定と通院医療の支給認定が精神保健福祉センターの行う業務と位置づけられた。これに伴い、当センターでは「島根県精神障害者保健福祉手帳等判定審査会運営要領」により、複数の精神保健指定医による審査会を月 2 回開催し、診断書を添付して申請のあった手帳、自立支援医療（精神通院医療）については、その判定を経て交付を行っている。

なお、精神通院については、平成 18 年度に施行された障害者自立支援法に基づき自立支援医療（精神通院医療）へと、根拠法及び名称が変更されている。（平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に改称）

### (2) 令和 2 年度月別承認状況

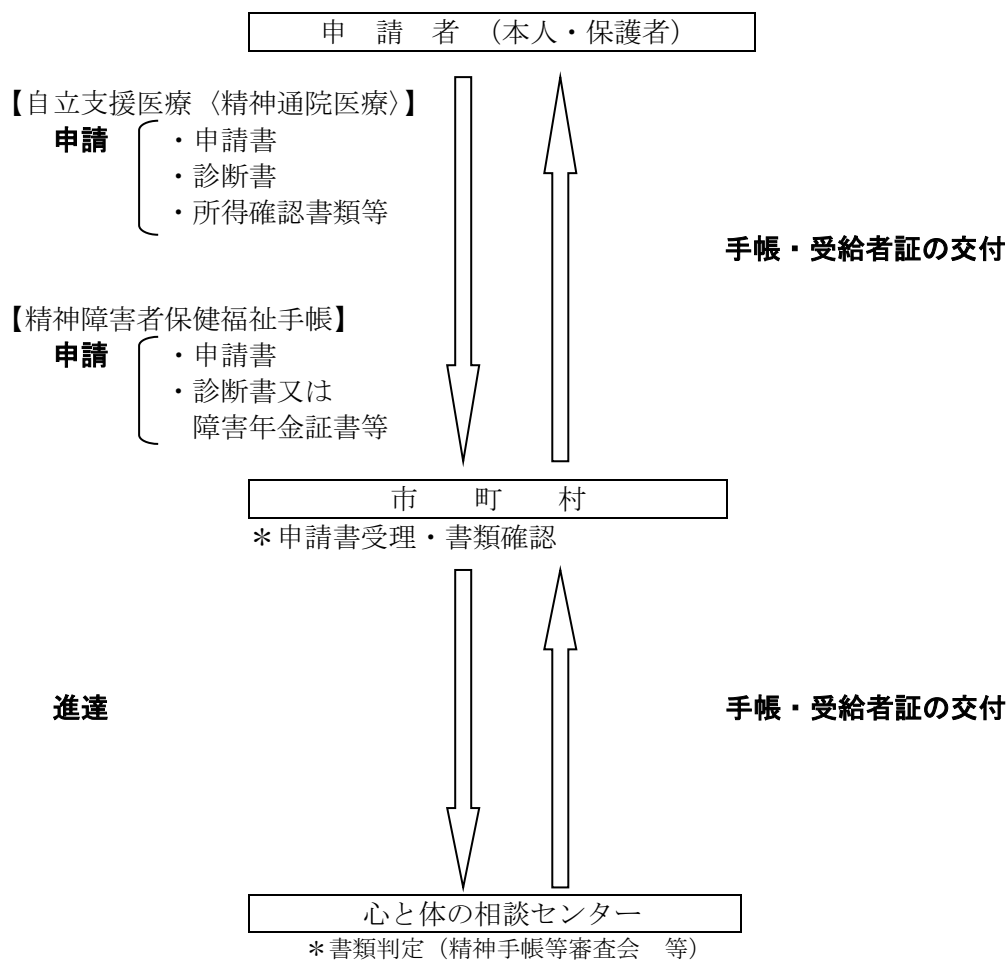
下表のとおり、手帳及び受給者証を交付している。

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院医療） 月別承認件数

月	手帳		精神通院医療
	承認件数	うち診断書	承認件数
4 月	329	230	1,666
5 月	334	221	1,918
6 月	296	171	1,377
7 月	297	197	1,481
8 月	287	206	1,514
9 月	371	195	1,572
10 月	329	201	1,494
11 月	360	233	1,517
12 月	321	198	1,487
1 月	261	206	1,771
2 月	345	213	2,354
3 月	491	263	1,408
計	4,021	2,534	19,559

（令和 3 年 6 月 30 日作成）

### (3) 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）事務の流れ





「島根県ひきこもり支援センター編」



## ◇ 島根県ひきこもり支援センター編

平成 25 年度に県内の民生委員・児童委員に対して行ったひきこもり等に関する実態調査では「ひきこもり状態等」の該当者は 1,040 人であった。また、男性が多く 40 歳代以上が過半数であり、何の支援も受けていない方が最多だった。このような調査結果を踏まえ、平成 27 年 4 月に島根県立心と体の相談センター内に「島根県ひきこもり支援センター」を設置し、面接相談や電話相談、家族教室の開催や関係機関との連携・情報発信など、さまざまな取り組みを行っている。

### (1) 電話相談・来所訪問相談

#### ①ひきこもり相談件数の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
電話相談件数	96	103	140	50	110	94
来所訪問・実件数	116	133	144	118	139	101
来所訪問・延件数	493	583	620	538	604	476

\*島根県ひきこもり支援センター、各保健所分を集計したもの。

\*精神保健福祉相談の中でひきこもり状態にある者に関する相談について、ひきこもり相談として計上。

\*ひきこもりとは、自宅を中心とした生活で、就学・就労といった社会参加をしていない状態が概ね 6 ヶ月以上続いている状態をさす。なお、統合失調症等明らかな精神疾患の診断を受けている者に関する相談は除外している。

#### ②相談対象者の内訳

		来所・実人数		
		男性	女性	計
年齢階層	10 代	10	2	12
	20 代	30	6	36
	30 代	24	8	32
	40 代	11	5	16
	50 代以上	4	1	5
計		79	22	101

\*島根県ひきこもり支援センター、各保健所分を集計したもの。

### (2) 小集団グループ活動

ひきこもりの悩みを抱える者が安心して定期的に通うことのできる場を提供し、集団活動を通じて自信の回復と社会適応の促進を図る目的で開催した。

#### ①クローバー

対象者 主としてひきこもりの悩みを抱え、社会参加が困難である中学校卒業以降の年齢にある者で、社会参加が困難なもの（但し、統合失調症、うつ病等の精神疾患に起因するものは除く）。

開催日 毎月第 1、第 2、第 4 木曜日 13:30～16:00

プログラム ストレッチ（3B 体操）、レザークラフト、SST など

#### <開催状況>

開催回数	30回
登録実人数	9人
参加延人数	133人
平均参加人数	4.4人

<登録者の男女別、性別内訳>

	16～20歳	21～25歳	26～30歳	31歳～	合計
男性	0	0	4	4	8
女性	0	0	0	1	1
計	0	0	4	5	9

<来所経路>

前年度から継続参加	直接来所	医療機関	保健所	市町村	合計
9	0	0	0	0	9

②しろつめくさ

ひきこもっている女性にとって、男性のみの集団に参加することはハードルが高いと考えられ、平成29年度から、女性のみを対象とした小集団グループ活動「しろつめくさ」を開催することとした。

対象者 クローバーへの参加が困難な女性

開催日 月1回 13:30～15:30

プログラム 手芸作品づくり、塗り絵、お菓子作りなど

<開催状況>

開催回数	12回
登録実人数	5人
参加延人数	35人
平均参加人数	2.9人

<登録者の年齢内訳>

16～20歳	21～25歳	26～30歳	31歳～	合計
0	0	1	4	5

<来所経路>

前年度から継続参加	直接来所	医療機関	保健所	合計
4	1	0	0	5

(3) ひきこもり家族教室

目的 ひきこもり当事者のいる家族の方が、当事者への理解や対応方法を学ぶとともに共通の悩みを分かち合うことで、家族自身の不安を軽減し、問題の解決に向けて取り組むことを目的として開催した。

対象者 中学校卒業後のひきこもり状態の当事者がいる家族

<開催状況>

会場	開催日	参加人数
松江 (松江合同庁舎)	R2. 9. 4	14名
雲南 (雲南合同庁舎)	9. 18	2名
出雲 (出雲合同庁舎)	9. 14	9名
県央 (大田集合庁舎)	10. 26	7名
浜田 (浜田合同庁舎)	10. 7	7名
参加延人数合計		39名

※R2 益田会場、隠岐会場は個別相談会を実施

#### (4) 家族会支援

島根家族会への運営支援

平成26年5月に立ち上がった「ひきこもり島根家族会」の活動支援をおこない、共に島根県におけるひきこもり支援の充実を図っている。

<家族会例会への職員参加> 計11回 毎月の例会に参加

#### (5) 市町村等への技術支援・研修の実施

①困難事例等に関する市町村等関係機関への技術援助、各種研修講師派遣対応  
計22回（保健所、市町村、障害者支援施設、その他）

##### ②支援従事者研修会

目的 講義や演習を通してひきこもり支援への理解を深め、今後のひきこもり支援の向上を図る。

日時 令和3年1月18日 13:30～15:15

会場 いきいきプラザ島根403

内容 講義「家族支援 ～継続面接のための3つのコツ～」

講師 島根県立心と体の相談センター所長 小原圭司

参加者 58名

#### (6) 支援会議等

①島根県ひきこもり支援連絡協議会（新型コロナウイルス感染症拡大予防のため開催中止）

目的 社会生活を円滑に営む上で困難を有するひきこもりに対する支援の充実を図るため、島根県ひきこもり支援連絡協議会を設置し、教育・福祉・保健・医療・矯正・更生保護・雇用その他ひきこもり支援に関連する分野の関係機関等が連携することにより、総合的なひきこもり支援の取り組みを進める。（島根県子ども・若者支援地域協議会と合同開催）

構成機関 教育、福祉、保健・医療、矯正・更生保護、雇用、子ども・若者総合相談窓口など

②ひきこもり支援担当者会議（新型コロナウイルス感染症拡大予防のため開催中止）

目的 ひきこもり支援に関して各関係機関が連携を深めていくこと、また相談支援体制の向上を目的に開催する。

#### (7) 広報啓発

①ひきこもり支援研修会（新型コロナウイルス感染症拡大予防のため中止）

目的 島根県民向けにひきこもりに関する研修会を実施し、普及啓発に寄与する。

②ひきこもり支援センター小冊子「ひきこもりの理解のために」増刷 1,500部作成・随時配布。



# III 資 料





### Ⅲ 資 料

#### 1. 島根県立心と体の相談センター条例

平成16年12月24日 島根県条例第82号

(改正 平成18年条例第16号)

(改正 平成20年条例第2号、第16号)

(趣旨)

第1条 この条例は、島根県立心と体の相談センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項の規定に基づく身体障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項の規定に基づく精神保健福祉センター及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項の規定に基づく知的障害者更生相談所として、島根県立心と体の相談センター（以下「センター」という。）を松江市に設置する。

(使用料等の納付)

第3条 センターにおいて診療を受けようとする者又は診断書若しくは証明書の複本の交付を受けようとする者は、別表に定める使用料又は手数料を納付しなければならない。

(使用料等の減免)

第4条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

【2～4】略

附 則（平成18年条例第16号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

【2】略

附 則（平成20年条例第2号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第16号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種 別	使用料又は手数料
診察（健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養の給付その他法令の規定によりその給付に要する費用の額が同法第76条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定めにより算定されることとされている療養の給付を受けることができる場合又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による療養の給付を受けることができる場合）	診療報酬の算定方法（健康保険法第76条第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定に基づき療養の給付に要する費用の額の算に関して厚生労働大臣が定めるものをいう。）で定める医科診療報酬の点数表により算定した点数1点につき10円として計算した額
診断書又は証明書の複本の交付	1通につき 720円

## 2. 市町村の障がい者福祉担当窓口

令和3年4月1日現在

市町村名	課名	電話	FAX	管内		
				児童相談所	保健所	年金事務所
松江市	障がい者福祉課	0852-55-5945	0852-55-5309	中央	松江	松江
		0852-55-5304				
浜田市	地域福祉課	0855-25-9322	0855-22-9733	浜田	浜田	浜田
出雲市	福祉推進課	0853-21-6959	0853-21-6598	出雲	出雲	出雲
益田市	障がい者福祉課	0856-31-0251	0856-31-8120	益田	益田	浜田
大田市	地域福祉課	0854-83-8142	0854-82-9730	浜田	県央	出雲
		0854-83-8143				
安来市	福祉課	0854-23-3216	0854-32-9008	中央	松江	松江
江津市	高齢者障がい者福祉課	0855-52-7934	0855-52-1374	浜田	浜田	浜田
雲南市	長寿障がい福祉課	0854-40-1042	0854-40-1049	出雲	雲南	松江
奥出雲町	福祉事務所	0854-54-2541	0854-54-0052			
飯南町	福祉事務所	0854-72-1773	0854-72-1775			出雲
川本町	健康福祉課	0855-72-0633	0855-72-0635	浜田	県央	浜田
美郷町	健康福祉課	0855-75-1931	0855-75-1505			
邑南町	福祉課	0855-95-1115	0855-95-0268			
津和野町	健康福祉課	0856-72-0673	0856-72-1650	益田	益田	
吉賀町	保健福祉課	0856-77-1165	0856-77-1891			
海士町	健康福祉課	08514-2-1823	08514-2-0208	中央	隠岐	松江
西ノ島町	健康福祉課	08514-6-0104	08514-6-0683			
知夫村	村民福祉課	08514-8-2211	08514-8-2093			
隠岐の島町	保健福祉課	08512-2-8561	08512-2-6630			

3. 各手帳及び自立支援医療(精神通院医療)受給者証の交付状況

(1) 身体障害者手帳

① 市町村別：等級別：年齢別(18歳未満・65歳以上) 身体障害者手帳所持者数

令和3年3月31日現在

	1級		2級		3級		4級		5級		6級		合計								
	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上							
松江市	2,952	77	2,158	1,100	33	735	1,230	17	968	1,979	12	1,626	380	3	265	662	7	545	8,303	149	6,297
浜田市	817	9	663	349	5	259	468	3	393	692	2	587	173	0	147	222	2	186	2,721	21	2,235
出雲市	2,650	56	2,025	971	14	723	994	20	831	1,682	6	1,403	396	3	293	585	10	489	7,278	109	5,764
益田市	680	10	536	327	7	246	389	2	332	602	5	515	229	0	186	343	3	305	2,570	27	2,120
大田市	582	10	461	229	4	171	288	3	240	403	0	348	110	0	87	132	1	119	1,744	18	1,426
安来市	525	11	386	200	1	151	282	1	244	590	1	533	94	0	73	127	0	111	1,818	14	1,498
江津市	392	0	304	148	1	110	176	1	139	315	4	270	72	0	60	103	1	89	1,206	7	972
雲南市	649	9	515	228	6	168	309	4	269	525	3	469	90	0	76	193	2	158	1,994	24	1,655
奥出雲町	198	1	157	89	0	75	111	0	101	202	1	182	52	0	41	69	0	62	721	2	618
飯南町	114	1	89	32	1	28	58	1	50	100	1	89	25	0	23	28	0	27	357	4	306
川本町	69	2	53	40	0	28	33	0	32	54	0	49	19	0	17	20	0	17	235	2	196
美郷町	93	1	80	40	0	34	48	0	42	85	1	73	29	0	26	27	0	25	322	2	280
邑南町	161	2	130	90	0	76	115	0	99	162	0	147	49	1	43	61	0	53	638	3	548
津和野町	144	3	114	60	1	49	90	0	84	157	0	139	54	0	47	45	0	41	550	4	474
吉賀町	119	1	93	47	0	40	71	0	63	126	1	112	47	0	35	58	0	54	468	2	397
海士町	43	0	37	30	0	28	28	0	28	66	0	63	11	0	11	14	0	12	192	0	179
西ノ島町	50	0	41	22	0	18	35	0	34	63	0	59	22	0	18	19	0	18	211	0	188
知夫村	5	0	5	6	0	6	9	0	9	22	0	22	6	0	5	6	0	6	54	0	53
鷹岐の島町	235	2	182	102	0	87	112	0	100	190	1	159	37	0	34	54	2	47	730	5	609
合計	10,478	195	8,029	4,110	73	3,032	4,846	52	4,058	8,015	38	6,845	1,895	7	1,487	2,768	28	2,364	32,112	393	25,815
構成比	32.6%	49.6%	31.1%	12.8%	18.6%	11.7%	15.1%	13.2%	15.7%	25.0%	9.7%	26.5%	5.9%	1.8%	5.8%	8.6%	7.1%	9.2%			

令和3年3月31日現在

②-1 市町村別：障がい別：年齢別（18歳未満・65歳以上） 身体障害者手帳所持者数

	視覚機能障害		聴覚・平衡機能障害		音声・言語・そしゃく機能障害		肢体不自由		内部障害		合計							
	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上						
松江市	571	3	400	966	34	759	103	67	4,174	87	3,052	2,489	25	2,019	8,303	149	6,297	
浜田市	182	0	154	286	4	242	39	28	1,467	11	1,182	747	6	629	2,721	21	2,235	
出雲市	595	7	483	792	18	644	102	65	3,543	59	2,777	2,246	25	1,795	7,278	109	5,764	
益田市	164	1	137	395	8	344	23	17	1,398	11	1,138	590	7	484	2,570	27	2,120	
大田市	138	1	112	187	1	159	25	12	883	11	713	511	4	430	1,744	18	1,426	
安来市	105	1	84	291	1	272	18	14	903	12	711	501	0	417	1,818	14	1,498	
江津市	81	0	74	141	3	123	18	9	633	3	481	333	0	285	1,206	7	972	
雲南市	126	3	96	241	7	204	16	10	1,065	7	883	546	7	462	1,994	24	1,655	
奥出雲町	53	0	42	87	1	78	4	2	405	1	348	172	0	148	721	2	618	
飯南町	18	0	14	28	3	22	3	2	204	1	177	104	0	91	357	4	306	
川本町	20	0	17	30	0	27	3	3	122	1	95	60	1	54	235	2	196	
美郷町	28	0	26	35	0	33	1	1	170	0	141	88	2	79	322	2	280	
邑南町	39	0	33	60	0	54	13	11	369	3	312	157	0	138	638	3	548	
津和野町	30	0	26	58	0	54	5	3	302	4	252	155	0	139	550	4	474	
吉賀町	31	0	24	63	0	56	7	5	254	2	214	113	0	98	468	2	397	
海士町	15	0	15	16	0	15	1	1	126	0	118	34	0	30	192	0	179	
西ノ島町	18	0	16	28	0	23	4	4	126	0	110	35	0	35	211	0	188	
知夫村	1	0	1	8	0	8	1	1	33	0	32	11	0	11	54	0	53	
鷹岐の島町	63	0	61	76	2	67	13	9	351	2	289	227	1	183	730	5	609	
合計	2,278	16	1,815	3,788	82	3,184	399	264	16,528	215	13,025	9,119	78	7,527	32,112	393	25,815	
構成比	7.1%		11.8%		1.2%		51.5%		28.4%									

②-2 市町村別：障がい別：男女別 身体障害者手帳所持者数

令和3年3月31日現在

	視覚機能障害		聴覚・平衡機能障害		音声・言語・ろしやく機能障害		肢体不自由		内部障害		合計							
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女						
松江市	571	269	302	966	387	579	103	67	36	4,174	1,767	2,407	2,489	1,339	1,150	8,303	3,829	4,474
浜田市	182	73	109	286	113	173	39	30	9	1,467	636	831	747	398	349	2,721	1,250	1,471
出雲市	595	263	332	792	337	455	102	67	35	3,543	1,608	1,935	2,246	1,283	963	7,278	3,558	3,720
益田市	164	66	98	395	149	246	23	17	6	1,398	595	803	590	315	275	2,570	1,142	1,428
大田市	138	64	74	187	78	109	25	19	6	883	391	492	511	273	238	1,744	825	919
安来市	105	44	61	291	126	165	18	13	5	903	396	507	501	261	240	1,818	840	978
江津市	81	35	46	141	57	84	18	14	4	633	273	360	333	185	148	1,206	564	642
雲南市	126	57	69	241	105	136	16	12	4	1,065	453	612	546	308	238	1,994	935	1,059
奥出雲町	53	21	32	87	35	52	4	4	0	405	161	244	172	104	68	721	325	396
飯南町	18	8	10	28	11	17	3	2	1	204	90	114	104	55	49	357	166	191
川本町	20	9	11	30	12	18	3	3	0	122	49	73	60	31	29	235	104	131
美郷町	28	11	17	35	11	24	1	1	0	170	79	91	88	47	41	322	149	173
邑南町	39	17	22	60	23	37	13	10	3	369	167	202	157	94	63	638	311	327
津和野町	30	10	20	58	18	40	5	4	1	302	124	178	155	80	75	550	236	314
吉賀町	31	17	14	63	27	36	7	5	2	254	103	151	113	62	51	468	214	254
海士町	15	9	6	16	8	8	1	1	0	126	46	80	34	21	13	192	85	107
西ノ島町	18	8	10	28	13	15	4	3	1	126	43	83	35	18	17	211	85	126
知夫村	1	1	0	8	3	5	1	1	0	33	7	26	11	7	4	54	19	35
隠岐の島町	63	22	41	76	33	43	13	7	6	351	147	204	227	124	103	730	333	397
合計	2,278	1,004	1,274	3,788	1,546	2,242	399	280	119	16,528	7,135	9,393	9,119	5,005	4,114	32,112	14,970	17,142

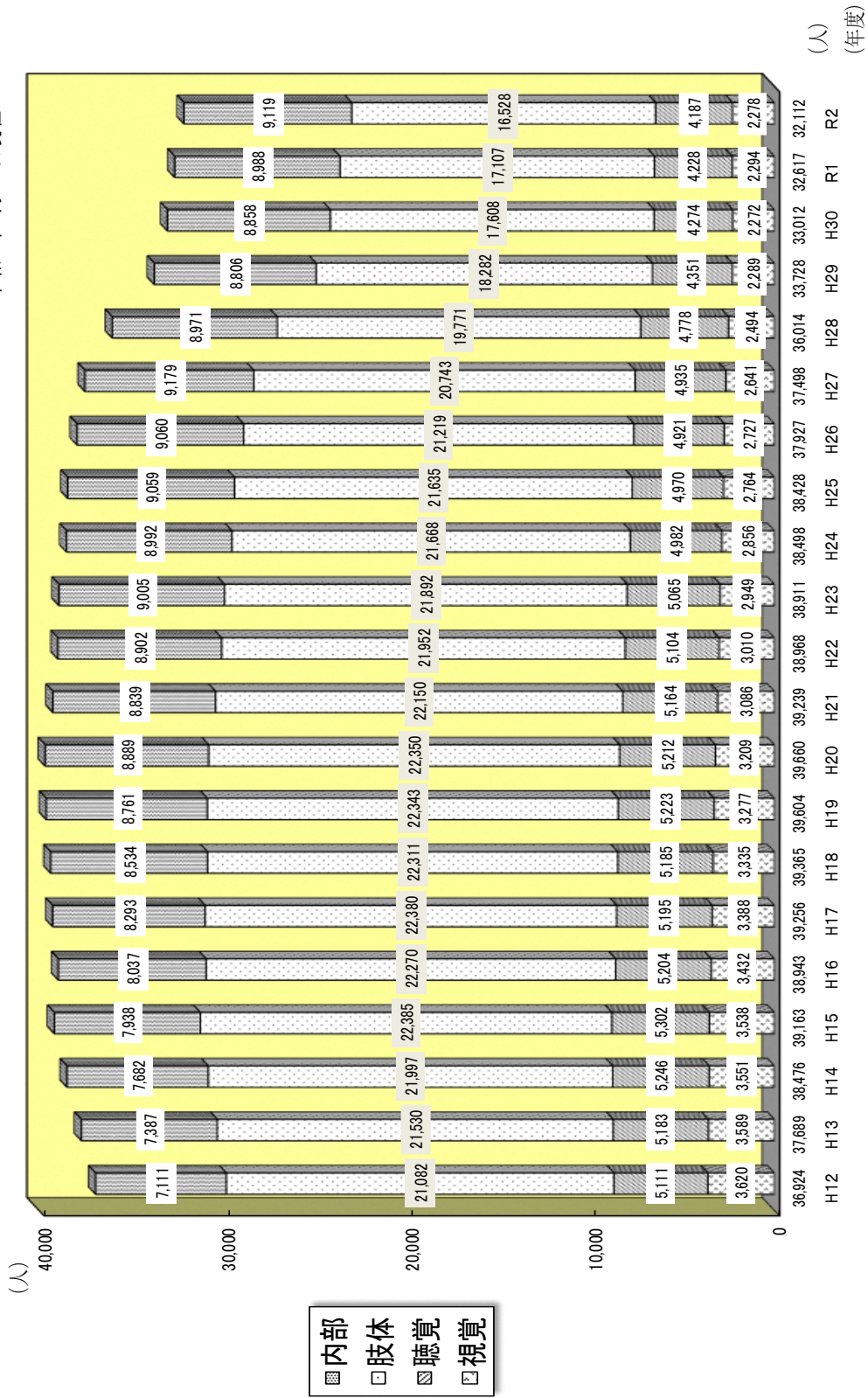
③ 障がい別：等級別：年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数

令和3年3月31日現在

	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		合計	
	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上
視覚機能障害	786	4 612	717	2 581	133	4 106	159	4 123	301	1 231	182	1 162	2 278	16 1,815
聴覚・平機能障害	169	2 119	655	39 425	451	9 381	692	8 619	20	14 1,801	23	1 626	3 788	82 3,184
聴覚	169	2 119	651	39 423	436	9 371	692	8 619	3	0 3 1,801	23	1 626	3 752	81 3,161
平衡機能	0	0 0	4	0 2	15	0 10	0	0 0	17	1 11	0	0 0	0 36	1 23
音声・言語・そしゃく機能障害	4	0 3	21	1 17	206	0 161	168	1 83	0	0 0	0	0 0	0 399	2 264
肢体不自由	3,494	148 2,315	2,628	31 1,945	3,010	18 2,545	5,037	9 4,402	1,574	5 1,242	785	4 576	16,528	215 13,025
上肢	1,708	39 1,283	1,248	12 948	615	5 411	586	3 451	451	1 376	325	2 244	4,933	62 3,713
下肢	570	19 391	700	7 520	2,028	9 1,861	4,398	6 3,915	854	0 661	444	2 327	8,994	43 7,675
体幹	1,039	56 638	652	8 476	355	2 270	46	0 36	259	3 205	10	0 5	2,361	69 1,630
脳原性運動機能障害	177	34 3	28	4 1	12	2 3	7	0 0	10	1 0	6	0 0	240	41 7
上肢機能	140	27 3	19	2 1	11	2 3	6	0 0	8	1 0	3	0 0	187	32 7
移動機能	37	7 0	9	2 0	1	0 0	1	0 0	2	0 0	3	0 0	53	9 0
内部障害	6,025	41 4,980	89	0 64	1,046	21 865	1,959	16 1,618	0	0 0	0 0	0 0	9,119	78 7,527
心臓機能障害	4,001	26 3,555	50	0 44	786	17 657	545	9 418	0	0 0	0 0	0 0	5,382	52 4,674
じん臓機能障害	1,858	2 1,320	7	0 6	57	0 44	24	0 18	0	0 0	0 0	0 0	1,946	2 1,388
呼吸器機能障害	111	5 84	7	0 5	132	0 120	82	0 75	0	0 0	0 0	0 0	332	5 284
ぼうこう・直腸機能障害	4	0 3	2	0 1	57	3 40	1,284	7 1,103	0	0 0	0 0	0 0	1,347	10 1,147
小腸機能障害	5	1 4	1	0 1	3	1 0	7	0 1	0	0 0	0 0	0 0	16	2 6
免疫機能障害	5	0 0	10	0 0	7	0 0	14	0 1	0	0 0	0 0	0 0	36	0 1
肝臓機能障害	41	7 14	12	0 7	4	0 4	3	0 2	0	0 0	0 0	0 0	60	7 27
合計	10,478	195 8,029	4,110	73 3,032	4,846	52 4,058	8,015	38 6,845	1,895	7 1,487	2,768	28 2,364	32,112	383 25,815

④ 身体障害者手帳所持者数・障がい別推移

令和3年3月31日現在



(2) 自立支援医療費（精神通院医療）精神障害者保健福祉手帳  
 ①市町村別自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳所持者数

令和3年3月31日現在

区分	自立支援医療費 対象者	手帳所持者			
		1級	2級	3級	合計
県計	19,383	1,614	4,557	1,659	7,830
松江保健所管内	7,520	547	1,836	620	3,003
松江市	6,510	458	1,578	536	2,572
安来市	1,010	89	258	84	431
雲南保健所管内	1,411	88	286	114	488
雲南市	989	61	183	75	319
奥出雲町	294	16	73	27	116
飯南町	128	11	30	12	53
出雲保健所管内	4,974	414	1,024	353	1,791
出雲市	4,974	414	1,024	353	1,791
県央保健所管内	1,191	145	398	120	663
大田市	769	98	276	69	443
川本町	89	13	24	12	49
美郷町	106	16	32	11	59
邑南町	227	18	66	28	112
浜田保健所管内	2,248	196	528	280	1,004
浜田市	1,510	140	364	195	699
江津市	738	56	164	85	305
益田保健所管内	1,551	147	373	143	663
益田市	1,190	116	288	112	516
津和野町	188	16	50	13	79
吉賀町	173	15	35	18	68
隠岐保健所管内	488	77	112	29	218
海士町	49	19	23	3	45
西ノ島町	62	11	16	4	31
知夫村	18	0	7	3	10
隠岐の島町	359	47	66	19	132

※令和2年度末に有効期間を有するものの数（令和3年6月30日作成）



②精神障害者保健福祉手帳 月別承認状況

令和3年3月31日現在

月	30年度		元年度		2年度	
	承認件数	うち診断書	承認件数	うち診断書	承認件数	うち診断書
4月	302	227	434	256	329	230
5月	347	176	277	138	334	221
6月	252	181	407	278	296	171
7月	317	195	219	164	297	197
8月	336	199	348	180	287	206
9月	296	196	336	219	371	195
10月	416	222	284	179	329	201
11月	319	188	375	198	360	233
12月	268	162	298	196	321	198
1月	300	188	347	211	261	206
2月	313	180	302	227	345	213
3月	350	242	399	213	491	263
計	3,816	2,356	4,026	2,459	4,021	2,534

※令和2年度末に有効期間を有するものの数（令和3年6月30日作成）

③ 市町村別：年齢階層別 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

区分	0歳～ 5歳未満	5歳～ 10歳未満	10歳～ 15歳未満	15歳～ 20歳未満	20歳～ 25歳未満	25歳～ 30歳未満	30歳～ 35歳未満	35歳～ 40歳未満	40歳～ 45歳未満	45歳～ 50歳未満	50歳～ 55歳未満	55歳～ 60歳未満	60歳～ 65歳未満	65歳～ 70歳未満	70歳～	合計
松江市	0	13	173	319	352	424	468	540	610	720	632	492	486	385	896	6,510
浜田市	1	3	7	58	65	73	110	117	139	168	130	120	127	123	269	1,510
出雲市	0	89	277	269	258	301	320	369	438	491	449	338	327	341	707	4,974
益田市	0	2	26	51	51	54	68	114	108	137	92	97	97	94	199	1,190
大田市	0	1	2	35	43	31	56	53	89	62	60	75	66	69	127	769
安来市	0	0	5	49	40	64	51	64	78	148	93	95	67	79	177	1,010
江津市	0	23	42	35	31	42	37	60	66	68	70	68	63	49	84	738
雲南市	0	2	6	45	50	43	53	87	91	89	80	71	79	88	205	989
奥出雲町	0	0	1	14	20	17	19	28	23	19	26	20	21	34	52	294
飯南町	0	1	0	5	3	7	8	11	10	13	9	8	15	14	24	128
川本町	0	0	1	5	4	5	8	9	3	9	7	5	9	11	13	89
美郷町	0	0	0	4	4	6	6	2	10	12	10	7	12	13	20	106
邑南町	0	1	0	6	10	11	7	15	20	33	29	22	21	19	33	227
津和野町	0	0	0	4	15	11	13	18	14	17	16	24	17	20	19	188
吉賀町	0	0	1	3	3	4	9	12	20	18	5	10	15	17	56	173
海士町	0	0	0	0	2	2	3	1	3	6	7	6	4	8	7	49
西ノ島町	0	0	0	1	4	0	5	2	4	4	10	6	8	8	10	62
知夫村	0	0	0	1	0	0	2	1	1	2	1	1	3	3	3	18
隠岐の島町	0	0	0	8	5	9	14	13	24	30	29	26	51	53	97	359
合計	1	135	541	912	960	1,104	1,257	1,516	1,751	2,046	1,755	1,491	1,488	1,428	2,998	19,383

(注1) 令和2年度末に有効期間を有するものの数（令和3年6月30日作成）

(注2) 年齢は、年度末で計算

④市町村別・年齢区別：等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数

令和3年3月31日現在

	18歳未満				18歳以上65歳未満				65歳以上				合計				特記事項
	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	
松江市	13	121	36	170	251	1,225	456	1,932	194	232	44	470	458	1,578	536	2,572	
安来市		15	5	20	38	195	73	306	51	48	6	105	89	258	84	431	
<松江圏域>	13	136	41	190	289	1,420	529	2,238	245	280	50	575	547	1,836	620	3,003	
雲南市		12	2	14	34	135	66	235	27	36	7	70	61	183	75	319	
奥出雲町		5	2	7	6	49	21	76	10	19	4	33	16	73	27	116	
飯南町		1		1	5	16	10	31	6	13	2	21	11	30	12	53	
<雲南圏域>		18	4	22	45	200	97	342	43	68	13	124	88	286	114	488	
出雲市	1	35	16	52	214	795	306	1,315	199	194	31	424	414	1,024	353	1,791	
<出雲圏域>	1	35	16	52	214	795	306	1,315	199	194	31	424	414	1,024	353	1,791	
大田市	1	4	6	11	43	193	55	291	54	79	8	141	98	276	69	443	
川本町	1	1	3	5	5	15	6	26	7	8	3	18	13	24	12	49	
美郷町		1	1	2	5	21	7	33	11	10	3	24	16	32	11	59	
邑南町			2	2	11	48	24	83	7	18	2	27	18	66	28	112	
<大田圏域>	2	6	12	20	64	277	92	433	79	115	16	210	145	398	120	663	
浜田市	1	7	24	32	58	267	145	470	81	90	26	197	140	364	195	699	
江津市		4	7	11	22	121	66	209	34	39	12	85	56	164	85	305	
<浜田圏域>	1	11	31	43	80	388	211	679	115	129	38	282	196	528	280	1,004	
益田市		8	10	18	53	227	96	376	63	53	6	122	116	288	112	516	
津和野町		1		1	9	40	13	62	7	9		16	16	50	13	79	
吉賀町					9	23	14	46	6	12	4	22	15	35	18	68	
<益田圏域>		9	10	19	71	290	123	484	76	74	10	160	147	373	143	663	
海士町					8	14	3	25	11	9		20	19	23	3	45	
西ノ島町					5	12	4	21	6	4		10	11	16	4	31	
知夫村						7	1	8			2	2		7	3	10	
隠岐の島町		1		1	24	49	18	91	23	16	1	40	47	66	19	132	
<隠岐圏域>		1		1	37	82	26	145	40	29	3	72	77	112	29	218	
県合計	17	216	114	347	800	3,452	1,384	5,636	797	889	161	1,847	1,614	4,557	1,659	7,830	

※令和2年度末に有効期間を有するものの数（令和3年6月30日作成）

## (3) 療育手帳

## ①市町村別・年齢区分及び障害程度別療育手帳所持者数

令和3年3月31日現在

	18歳未満			18歳以上65歳未満			65歳以上			合計	特記事項
	A	B	計	A	B	計	A	B	計		
松江市	152	238	390	521	1,036	1,557	181	152	333	2,280	
安来市	20	48	68	114	207	321	41	27	68	457	
<松江圏域>	172	286	458	635	1,243	1,878	222	179	401	2,737	
雲南市	7	35	42	100	227	327	58	45	103	472	
奥出雲町	1	7	8	34	51	85	20	5	25	118	
飯南町	3	4	7	10	34	44	10	6	16	67	
<雲南圏域>	11	46	57	144	312	456	88	56	144	657	
出雲市	85	176	261	411	803	1,214	146	105	251	1,726	
<出雲圏域>	85	176	261	411	803	1,214	146	105	251	1,726	
大田市	21	37	58	119	192	311	55	27	82	451	
川本町	2	6	8	15	25	40	2	5	7	55	
美郷町	1	7	8	21	30	51	13	3	16	75	
邑南町	2	8	10	35	75	110	30	15	45	165	
<大田圏域>	26	58	84	190	322	512	100	50	150	746	
浜田市	21	63	84	153	355	508	64	39	103	695	
江津市	10	35	45	99	136	235	38	18	56	336	
<浜田圏域>	31	98	129	252	491	743	102	57	159	1,031	
益田市	22	48	70	133	246	379	69	47	116	565	
津和野町	4	8	12	10	54	64	8	8	16	92	
吉賀町	3	10	13	25	46	71	9	1	10	94	
<益田圏域>	29	66	95	168	346	514	86	56	142	751	
海士町	0	1	1	7	18	25	4	1	5	31	
西ノ島町	0	2	2	9	12	21	2	5	7	30	
知夫村	0	0	0	2	1	3	0	1	1	4	
隠岐の島町	8	15	23	46	97	143	19	23	42	208	
<隠岐圏域>	8	18	26	64	128	192	25	30	55	273	
県合計	362	748	1,110	1,864	3,645	5,509	769	533	1,302	7,921	

② 相談・判定状況(過去5年間)

出典：厚生労働省福祉行政報告例

区分	取扱実人数	相談内容								判定内容				判定書交付件数					
		施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計	障害程度区分	療育手帳	その他	計
平成28年度	来所	0	0	1	0	0	0	0	169	150	320	47	301	0	0	0	138	162	300
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	150	1	151	0	151	0	0	0	150	1	151
	計	0	0	1	0	0	0	0	319	151	471	47	452	0	0	0	288	163	451
平成29年度	来所	0	0	1	0	0	0	0	121	129	251	28	234	0	0	0	96	135	231
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	114	2	116	4	116	0	0	0	113	3	116
	計	0	0	1	0	0	0	0	235	131	367	32	350	0	0	0	209	138	347
平成30年度	来所	0	0	1	0	1	0	1	145	150	297	33	284	0	1	0	127	161	288
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	105	3	108	1	108	0	0	0	102	6	108
	計	0	0	1	0	1	0	1	250	153	405	34	392	0	1	0	229	167	396
令和元年度	来所	0	0	0	0	0	0	0	119	176	295	18	249	0	1	0	97	151	248
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	114	5	119	7	115	0	0	0	113	6	119
	計	0	0	0	0	0	0	0	233	181	414	25	364	0	1	0	210	157	367
令和2年度	来所	0	0	0	0	0	0	0	212	126	338	36	310	0	0	0	197	107	304
	巡回	0	0	0	0	0	0	0	37	4	41	0	41	0	0	37	4	41	
	計	0	0	0	0	0	0	0	249	130	379	36	351	0	0	234	111	345	

#### 4. 身体障害者補装具・更生医療の判定

##### (1) 補装具判定業務委託医療機関

令和3年3月31日現在

	医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
1	東部島根医療福祉センター	690-0864	松江市東生馬町15-1	0852-36-8011	36-8992
2	玉造病院	699-0293	松江市玉湯町湯町1-2	0852-62-1560	62-2546
3	浜田医療センター	697-8511	浜田市浅井町777-12	0855-25-0505	28-7070
4	島根大学医学部附属病院	693-8501	出雲市塩冶町89-1	0853-23-2111	20-2264
5	島根県立中央病院	693-8555	出雲市姫原4丁目1-1	0853-22-5111	21-2975
6	出雲市民リハビリテーション病院	693-0033	出雲市知井宮町238	0853-21-2733	24-2906
7	益田赤十字病院	698-0003	益田市乙吉町103-1	0856-22-1480	22-3991
8	益田地域医療センター医師会病院	699-3676	益田市遠田町1917-2	0856-22-3611	22-0407
9	白根医院	692-0007	安来市荒島町1817-1	0854-28-7000	28-7725
10	安来市立病院	692-0404	安来市広瀬町広瀬1931	0854-32-2121	32-2125
11	生越整形外科クリニック	694-0064	大田市大田町大田1263-8	0854-82-6161	82-6162
12	済生会江津総合病院	695-8505	江津市江津町1016-37	0855-54-0101	54-0171
13	西部島根医療福祉センター	695-0001	江津市渡津町1926	0855-52-2442	52-0344
14	雲南市立病院	699-1221	雲南市大東町飯田96-1	0854-43-2390	43-2398
15	町立奥出雲病院	699-1511	仁多郡奥出雲町三成1622-1	0854-54-1122	54-1280
16	加藤病院	696-0001	邑智郡川本町川本383-1	0855-72-0640	72-1608
17	六日市病院	699-5513	鹿足郡吉賀町六日市368-4	0856-77-1581	77-1580
18	隠岐広域連立隠岐病院	685-0016	隠岐郡隠岐の島町城北町355	08512-2-1356	2-6149
19	隠岐広域連立隠岐島前病院	684-0303	隠岐郡西ノ島町美田2071-1	08514-7-8211	7-8702

## (2) 令和2年度障害別補装具・更生医療の判定状況

区分	肢体不自由										眼疾患	耳疾患	そしやく・音声・言語	内部障害				計	
	脳血管障害	脳性麻痺	神経・筋疾患	脊頸損	上肢切断	下肢切断	リウマチ	骨折	変形性関節症	その他				腎臓	心臓	肝臓	免疫機能		
義肢一般構造－上肢					2														2
義肢一般構造－下肢						8													8
義肢一般格構造－上肢																			0
義肢一般格構造－下肢						16				1									17
装具－上肢	1	1								1									3
装具－下肢	91	4	4			2		8	4	11									124
装具－体幹			2							3									5
電動車椅子	2	6	8	3				1		6									26
車椅子	11	16	4	4		2				17									54
意思伝達装置	1		5																6
座位保持装置			8							3									11
補聴器(ポケット型)												12							12
補聴器(耳掛け型)												204							204
補聴器(耳あな型)												6							6
補聴器(FM型)																			0
補聴器(骨導式)																			0
特例補装具		2	1									5							8
不適																			0
小計	106	37	24	7	2	28	0	9	4	42	0	227	0	0	0	0	0	0	486
更生医療－腎臓														251					251
更生医療－心臓															168				168
更生医療－肝臓																2			2
更生医療－肢体不自由							1		15										16
更生医療－眼疾患																			0
更生医療－耳・口腔疾患												1	8						9
更生医療－免疫機能																		6	6
不適																			0
小計	0	0	0	0	0	0	1	0	15	0	0	1	8	251	168	2	6	452	
計	106	37	24	7	2	28	1	9	19	42	0	228	8	251	168	2	6	938	

\* 補装具の判定数は、給付判定数。

\* 難病患者等で身体障害者手帳非取得者の判定は6件(内訳:車椅子(特例補装具)1件、意思伝達装置5件)。

(3) 令和2年度市町村別判定状況

区分	装 具												更 生 医 療						合 計							
	肢 体 不 自 由						補 聴 器						特 例 補 装 具	不 適	腎 臓	心 臓	肝 臓	肢 体 不 自 由		眼 疾 患	耳 ・ 口 疾 患	免 疫 機 能	不 適			
	義 肢		装 具		車 椅子		座 位 保 持 装 置		耳 補 聴 器		骨 導 式 補 聴 器													意 思 伝 達 装 置	不 適	
	上 肢	下 肢	上 肢	下 肢	電 動 車 椅子	車 椅子	骨 格 構 造	体 幹	ポ ケ ッ ト 型	耳 かけ 型	耳 あ な 型	F M 型														
松江市	1	5	4	1	31	2	10	16	4	3	60	1			3	1	43	6		3					194	
浜田市		1	1		9		2	5			11					1	22	8								60
出雲市	1	2	4		37	1	3	15	2	2	45	5			3	3	59	60	2	1	5					250
益田市			1	1	19		3	1	1	2	25					1	15	34		1						104
大田市					1		2	4	1		8					1	10	9		1						37
安来市				1	1		1	1	1		8					1	16	9		4	1					44
江津市					1			3	1	2	5						19	2		1						37
雲南市					6		2	1	1	1	18						14	14		2						59
奥出雲町					6	1		2			3						13	3								28
飯南町								1	2		2						3	2						3		13
川本町					2			1			2						5	2								12
美郷町									3	1	1						6	1								12
邑南町			1								1						6	1								9
津和野町					3		1			1	5						5	11		2						28
吉賀町					1						8						5	5								19
海士町																										0
西ノ島町																			1							2
知夫村																										0
隠岐の島町				2	7						2						10			1						22
その他	2	8	0	17	3	124	5	26	54	11	12	204	6	0	6	0	251	168	2	16	0	9	6	6	0	938



業務概要令和3年度版（令和2年度実績）

発行 島根県立心と体の相談センター  
〒690-0011 島根県松江市東津田町1741番地3  
いきいきプラザ島根（2階）

TEL 0852-32-5905

FAX 0852-32-5924

<https://www.pref.shimane.lg.jp/kokoro/>

発行年月 令和3年10月

